

## 7 参考資料

(令和3年12月10日委員会資料)

コロナ禍における社会教育事業（生涯学習推進課及び公民館所管分）

(令和4年2月3日委員会資料)

コロナ禍における社会教育事業（スポーツ推進課及び図書館所管分）

(令和4年3月22日委員会資料)

コロナ禍における介護予防に関する事業（介護福祉課）

コロナ禍における健康増進・子育てに関する事業（健康課）

コロナ禍における子育てに関する事業（子ども育成課）

コロナ禍における子育てに関する事業（子ども家庭支援課）

(令和4年5月10日委員会資料)

コロナ禍における町会・自治会に関する事業（協働推進課）

コロナ禍における学校教育に関する事業（教育指導課）

コロナ禍における学校教育に関する事業（教育支援課）

## コロナ禍における社会教育事業（生涯学習推進課及び公民館所管分）

（対象期間：令和2年4月～令和3年11月末）

### 1 コロナ禍における主な主催事業（実施分）

開催日	事業名	所管課
令和2年6月～	公民館事業の動画配信	公民館
令和2年8月～	公民館ふっさ誌面講座の掲載	公民館
令和2年11月21日	市制施行50周年記念事業 特別講演会 「池上彰が語る！コロナ禍における公民館の学習のあり方」	公民館
令和3年1月11日	令和3年 福生市成人式	生涯学習推進課
令和3年7月16日～ 8月15日	第39回 福生市民音楽祭	公民館
令和3年10月23日	第21回 福生市子ども議会	生涯学習推進課



■公民館ふっさ誌面講座の掲載



■令和3年福生市成人式動画配信画面

### 2 感染症対策

市が定める「新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針について」に基づき、すべての事業で統一して行った基本的な感染症対策のほか、事業の特性に応じた感染症対策を実施した。

#### (1) 基本的な感染症対策

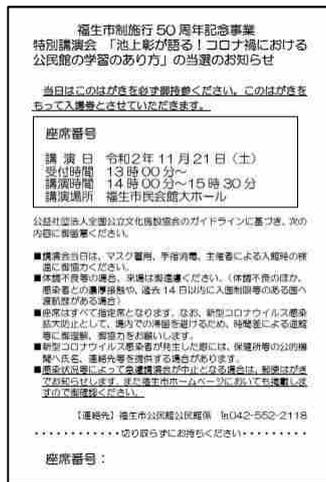
ア	来場者のマスク着用の徹底
イ	検温の実施
ウ	手指消毒の実施
エ	座席間隔の確保
オ	来場者の座席の把握
カ	会場の換気（扉の開放等）
キ	分散退館の実施
ク	参加人数の抑制（制限）
ケ	職員の感染症対策（マスク、フェイスシールド、手袋の着用）

(2) 事業ごとに実施した感染症対策

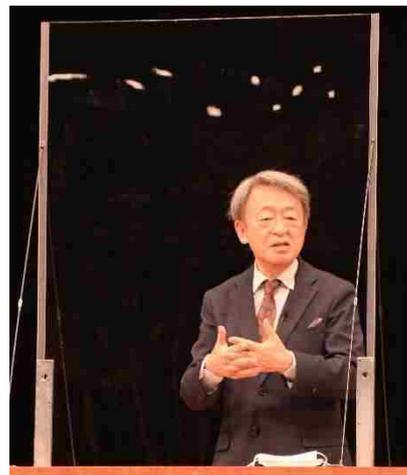
ア 市制施行50周年記念事業 特別講演会

「池上彰が語る！コロナ禍における公民館の学習のあり方」

講演会前後	講演会中
<p>1 往復はがきによる申込受付</p> <p>①住所、氏名、電話番号を明記し、来場者の連絡先を把握。</p> <p>②返信欄には、感染防止対策の注意事項を明記。また、座席指定として、座席番号を記載し、当日の入場券として活用。</p> <p>2 開演1時間前から開場し、分散入場を促すとともに、来場者同士の接触を避けるため、間隔を空けた入場待機ルートを作成。</p> <p>3 入場時に、次の4点を確認。</p> <p>①マスク着用確認</p> <p>②検温</p> <p>③手指消毒</p> <p>④対象者（入場券）の確認</p> <p>4 敷地内及び会場における飲食等の禁止。</p> <p>5 終了後、職員の誘導による座席ブロックごとの分散退館を図った。</p>	<p>1 講演時間の短縮（1時間30分）</p> <p>2 飛沫防止等感染防止対策の実施</p> <p>①司会者のマスク着用</p> <p>②演台等にアクリル板を設置、交代時の消毒</p> <p>③座席間隔の確保</p> <p>④手話通訳者のフェイスシールドの着用、アクリル板の設置</p> <p>3 チラシの手渡しを回避し、自身で取ってもらう方法に変更。</p>



■ 入場券



■ アクリル板を設置した様子

イ 令和 3 年福生市成人式

式典前後	式典中
<p>1 会場への入場は、新成人及び保護者を優先とするため、来賓を青少年育成に関係する団体の代表者のみとした。</p> <p>2 新成人、保護者が集う市民会館前広場は、3か所ある敷地入口全部に受付を設置。敷地内には①～⑤を受けた参列者のみを入場許可。</p> <p>①マスク着用確認</p> <p>②検温</p> <p>③手指消毒</p> <p>④対象者の確認 (市内居住者、過去の居住者のみ)</p> <p>⑤飲食物の預かり</p> <p>3 例年1か所の撮影スポットを追加し、6か所に設置。分散させるとともに、式典後の速やかな退場を呼びかけ。</p> <p>4 式典後は早めの退出、帰宅、会食の禁止をアナウンス。また、敷地内退場時間を設定し、早めの退出を場内及び場外放送等でお知らせを実施。</p> <p>5 敷地内及び式場における飲食等の禁止。</p> <p>6 式典後には、欠席した新成人や会場に来ることができなかった保護者等へ向けて式典の内容を動画配信。</p>	<p>1 式の大幅な短縮（全日程で約 30 分）</p> <p>2 飛沫防止等感染防止対策の実施</p> <p>①国歌、福生市の歌は静聴</p> <p>②演台等にアクリル板を設置</p> <p>③来賓祝辞の中止</p> <p>④吹奏楽の演奏を中止し、思い出のスライドショーに変更。</p> <p>⑤手話通訳者のフェイスシールドの着用</p> <p>⑥懐かしの給食コーナーの中止</p> <p>3 式典後の会食禁止、早めの退出・帰宅要請のチラシを記念品と共に参列者全員に配付。</p> <p>4 記念品の手渡しを回避し、座席に事前配布。</p>



■敷地内受付の様子



■客席の様子

### 3 コロナ禍における社会教育に関する市民意見等

#### (1) 審議会での意見等

社会教育委員の会議
<p>1 人が集まり、交流することへの不安から、活動が困難となった団体が多く見られたが、コロナをきっかけに効率化や改善が図れた面もあった。</p> <p>2 リモートで会議を開催し、その経験からメリットや課題、今後の活用の可能性を検証した。</p> <p>①移動のコストを抑え、遠方の研修・会議に参加しやすくなるので、コロナ収束後も、対面での活動とリモート技術を併用することで、新たな活動や交流につなげていくことができる。</p> <p>②積極的なリモート活用は、活動の幅を広げる反面、ICT環境の格差により、取り残される人が出ないように支援や配慮が必要である。</p>
公民館運営審議会
<p>1 人が集まり、交流することへの不安から、活動を自粛している団体も多くある。</p> <p>2 オンラインで積極的に情報発信はできないか。</p> <p>3 コロナ禍の中、できることを少しでも実施し、そこから徐々に広げていくことで今後、多彩な公民館活動が生まれるのではないか。</p> <p>4 コロナによる様々な制約や、主催事業が十分に出来ない中、公民館の価値の低下が起きていると認識している。今後の公民館の役割、位置づけはどうあるべきか検討が必要である。</p>

#### (2) イベント参加者等の意見

実行委員等
<p>1 コロナ禍での成人式ということで、開催できるかわからない状況の中、実行委員一同戸惑いながら準備を進めてきた。しかし、成人式を開催したいという実行委員の強い思いと、加藤市長をはじめ、様々な方の協力により、感染対策を徹底しながら、成人式を開催することができた。(成人式実行委員)</p> <p>2 様々な制約がある中でも、今できることを、できる形で実施できたことは、今後の活動につながるのではないか。(市民音楽祭主催者)</p>
参加者
<p>1 コロナの影響で日光移動教室の日程が変更になってしまい、当日参加できなかったが、映像で参加できて良かった。(子ども議員)</p> <p>2 例年は他団体の発表をしっかりと聴くことができなかったが、動画によりそれができたことで、とても良かった。(市民音楽祭参加者)</p>

## コロナ禍における社会教育事業（スポーツ推進課及び図書館所管分）

（対象期間：令和2年2月～令和4年1月末）

### 1 スポーツ推進課

#### （1）感染症対策

国、東京都の方針及び市が定める「福生市における新型コロナウイルス感染症対策について」並びに「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づき、利用者及び職員等が安心して施設を利用できるよう、ガイドラインを策定し施設の安全な運営に努めた。

また、事業を実施するに当たり、基本的な感染症対策のほか、施設の特性に応じた対策を講じた。

#### ア 緊急事態宣言期間等における体育施設の運営

実施日		取組内容
休館 ・休場	令和2年3月3日～ 5月31日	屋内体育施設（中央体育館、熊川地域体育館、福生地域体育館）の休館
	令和3年4月25日～ 5月31日	
	令和2年4月7日～ 5月31日 令和3年4月25日～ 5月31日	屋外体育施設の休場
その他	上記以外の期間	時間短縮、一部サービスを制限して開館・開場

#### イ 基本的な感染症対策

取組内容	
①	非接触型検温器・消毒用アルコール等の設置、運動時以外のマスク着用を要請
②	飛沫感染防止（受付窓口）シート等の設置
③	屋内体育施設の常時換気、共有スペースの定期的な消毒の実施

#### ウ 施設の特性に応じた対策

##### （ア）各施設共通事項

①	体育施設（会議室を含む）利用時の人数制限
②	更衣室等におけるフィジカルディスタンスの確保
③	滞留回避のため、早めの集合を控えると共に、施設利用後は施設内にとどまらずに退館するよう要請
④	利用者又は団体代表者に対しては、日常的に検温・健康観察を行い、体調不良時等には施設利用を控えると共に、施設利用後に感染が判明した際には速やかに市への報告するよう要請

(イ) 福生地域体育館の休館に伴う臨時的措置

内 容
1 福生地域体育館を活動拠点としているスポーツ団体に対しては、団体代表者と協議を重ね、他の施設等での活動継続に協力をいただいた。 2 トレーニング室の利用に際しては、通常は各体育館ごとに初回講習を受講した上で登録をする必要があるが、福生地域体育館がワクチン接種会場となったことから、同館のトレーニング室登録者については、令和3年3月からワクチン接種会場利用が終わるまでの間、中央体育館と熊川地域体育館のトレーニング施設を利用できるようにした。

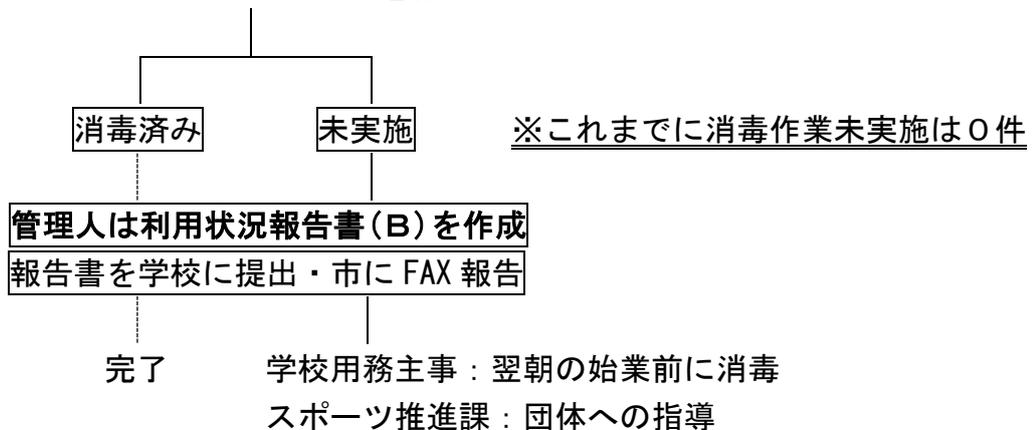
(ウ) 学校施設開放（校庭・体育館）における施設消毒の実施

内 容
1 利用団体は、活動終了後、「学校体育施設利用状況チェックシート」に基づき、使用した備品（ラインマーカー、トンボ、モップ等）、電気のスイッチ、ドアノブ等の消毒を実施 2 管理人は、消毒作業の実施状況を確認し、「学校体育施設利用状況報告書」により学校及び市に報告

**施設消毒実施確認フロー**

管理人立会いの下、利用団体は消毒作業を実施

(チェックシート(A)を作成)



**学校体育施設利用状況チェックシート**  
令和 年 月 日 ( ) 利用分  
福生第 学校

学校体育施設利用について、次のとおり報告します。  
(該当項目に○すること)

利用団体名 \_\_\_\_\_

利用施設  体育館 ・  校庭

利用時間 午前/午後 時 分 ~ 午前/午後 時 分

利用状況  消毒作業を実施した。

<校庭>  <体育館>  
 ラインマーカー  ドアノブ、スイッチ  
 トンボ  手すり  
 倉庫扉ノブ  モップ  
 消毒用具を持参した。  ボール等の使用備品

確認時刻 時 分  
確認者名 \_\_\_\_\_

■利用者が作成する  
チェックシート (A)

令和 年 月 日 ( ) 学校施設設備利用状況報告書  
福生第 学校 スポーツ推進課 FAX : 042-552-5513  
教育総務課 FAX : 042-552-2622

利用施設  体育館 ・  校庭 ・  教室

利用団体名 \_\_\_\_\_

利用状況  消毒作業を実施した。  実施していないため、消毒作業の支援を要する。  
 消毒用具を持参した。  持参しなかった。  
 既定の時間を守って利用した。  時間を守って利用しなかった。

以上のとおり報告します。

報告時刻 時 分  
報告者名 \_\_\_\_\_

■管理人から学校及び市に提出される  
報告書 (B)

(2) コロナ禍における主なイベント等

ア 市制施行50周年記念事業

『ネッツ多摩S&Dフィールド（市営競技場）』オープニングセレモニー

詳細	
開催日	令和2年6月5日
内容	1 式典時間の短縮（30分） 2 関係者のみの参加とし、市民に対しては広報及びプレスリリースで周知 3 ソーシャルディスタンス等感染防止対策を実施 ①マスク着用の徹底 ②座席間隔の確保 ③手指消毒用アルコールを設置 ④式典次第の手渡しを回避し、席に配布 ⑤来場者同士の接触を避けるため、受付を廃止し、直接席を案内



■テープカットの様子  
(撮影のためマスクを外しています)



■式典の様子

イ 新春ふっさウォーキング

詳細			
開催日	令和4年1月8日		
内容	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <b>【ウォーキング前】</b>            1 受付や準備体操時にフィジカルディスタンスを確保            2 受付時の感染防止対策を実施              ①マスク着用確認②検温③手指消毒④健康チェックシートによる過去2週間以内の体調及び状況の確認         </td> <td style="vertical-align: top;"> <b>【ウォーキング中】</b>            1 歩行中も参加者同士のフィジカルディスタンス確保を呼びかけ。            2 体調に影響のない範囲でのマスク着用を要請              (マスクを外した際は会話を自粛)            3 消毒用アルコールを携行し、トイレ後等にも参加者の手指消毒の徹底を図った。         </td> </tr> </table>	<b>【ウォーキング前】</b> 1 受付や準備体操時にフィジカルディスタンスを確保 2 受付時の感染防止対策を実施 ①マスク着用確認②検温③手指消毒④健康チェックシートによる過去2週間以内の体調及び状況の確認	<b>【ウォーキング中】</b> 1 歩行中も参加者同士のフィジカルディスタンス確保を呼びかけ。 2 体調に影響のない範囲でのマスク着用を要請 (マスクを外した際は会話を自粛) 3 消毒用アルコールを携行し、トイレ後等にも参加者の手指消毒の徹底を図った。
<b>【ウォーキング前】</b> 1 受付や準備体操時にフィジカルディスタンスを確保 2 受付時の感染防止対策を実施 ①マスク着用確認②検温③手指消毒④健康チェックシートによる過去2週間以内の体調及び状況の確認	<b>【ウォーキング中】</b> 1 歩行中も参加者同士のフィジカルディスタンス確保を呼びかけ。 2 体調に影響のない範囲でのマスク着用を要請 (マスクを外した際は会話を自粛) 3 消毒用アルコールを携行し、トイレ後等にも参加者の手指消毒の徹底を図った。		



■新春ふっさウォーキング



■ウォーキングの様子（熊川神社にて）

ウ 自宅でできる筋力トレーニング動画の公開

詳細	
内 容	緊急事態宣言発出に伴う休館中に、福生市体育協会の協力の下、室内で簡単にできる筋力トレーニング動画「おうち時間トレーニング」を制作し公開
公開開始	令和2年5月22日～
公開場所	・福生市公式のYouTubeチャンネル「福生市メディアラボ」 ・福生市ホームページ
再生回数	816回



■動画「おうち時間でトレーニング」より

(3) コロナ禍におけるスポーツ事業に関する市民意見等

ア 市民等の意見

<b>体育施設利用者</b>
1 トレーニング室の利用は、体育館ごとに登録する必要があったが、福生地域体育館がワクチン接種会場となり利用できない間は、他の市立体育館のトレーニング室も共通して利用できるようになってよかった。(福生地域体育館利用者)
2 開場時間が短縮となっても、体育施設を利用できるのはありがたい。(屋外体育施設使用者)
<b>学校開放利用団体</b>
1 緊急事態宣言で校庭が利用できなかったが、宣言が解除されたことにより、再び利用できるようになってありがたい。(校庭利用団体)
2 感染防止のため、消毒用品の準備や消毒作業をする必要があるが、それでも体育館が利用できるようになったのは助かる。(学校体育館利用団体)
<b>新春ふっさウォーキング参加者</b>
1 オミクロン株の感染拡大が懸念されるが、しっかりとした感染防止対策を施し、新春ふっさウォーキングが実施されることとなってよかった。(令和3年度新春ふっさウォーキング参加者)
2 令和2年度は感染症拡大防止のため中止になって残念だったが、令和3年度は感染防止対策として“すいとん”の提供がないとはいえ、新春ふっさウォーキングが実施できてよかった。(ふっさウォーキングタートルズ)

## 2 図書館

### (1) 感染症対策

国、東京都の方針及び市が定める「福生市における新型コロナウイルスによる感染症対策について」並びに公益社団法人日本図書館協会の「図書館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」に基づき、利用者及び職員等が安心して施設を利用できるよう、感染症対策を実施した。

また、事業を実施するに当たり、基本的な感染症対策のほか、施設の特性に応じた感染症対策を講じた。

#### ア 緊急事態宣言期間等における図書館の運営

実施日		取組内容
休館	令和2年4月8日～ 5月31日 令和3年4月25日～ 5月12日	市内図書館4館休館 ※休館等の間においても、図書館ホームページ又は電話による予約図書等の受付を行うと共に、接触回避に配慮し、利用者サービスの確保を図った。
その他	上記以外の期間	時間短縮、一部サービスを制限して開館

#### イ 基本的な感染症対策

取組内容	
①	非接触型検温器・消毒用アルコール等の設置、マスク着用を要請
②	飛沫感染防止シート等（カウンター、レファレンス室）の設置
③	施設の常時換気、共有スペースの消毒の定期的な実施

#### ウ 施設の特性に応じた対策

取組内容	
①	接触回避のための一方通行による動線の確保
②	返却資料の消毒
③	座席数（閲覧席及び学習室）の制限
④	館内の利用者数制限
⑤	利用時間短縮の要請（館内放送）
⑥	インターネットパソコン等使用時間の短縮
⑦	イベント定員の制限、実施時間の短縮
⑧	フェイスシールドの着用（おはなし会など）

(2) コロナ感染症対策として実施した取組

ア 絵本の読み聞かせ動画の公開

詳 細	
内 容	緊急事態宣言発出に伴う休館中に、絵本3冊の読み聞かせ動画「おうちでおはなし会」を制作し公開
公開期間	令和2年5月14日～26日
公開場所	・福生市公式のYouTubeチャンネル「福生市メディアラボ」 ・福生市ホームページ ・福生市立図書館ホームページ
公開作品	・「おおきなかぶ」 ・「しっぽのはたらき」 ・「ぐるんぱのようちえん」 いずれも福音館より刊行
再生回数	1,012回（「福生市メディアラボ」3本の動画再生数の計）



■動画内の実際の画像

イ 0～2歳児向けおすすめ絵本の紹介

詳 細	
内 容	感染症対策が難しい0～2歳児においては、市内4館で実施していた「乳幼児おはなし会」を現在も休止している。そのため、0～2歳児を対象としたおすすめの絵本を、図書館ホームページで紹介
公開開始	令和2年11月～
公開日	毎月15日
公開場所	福生市立図書館ホームページ ふっさこどもページ>ほんのしょうかい
紹介冊数	5冊程度

**0～2歳向けおすすめ絵本**

わかたけ図書館がおすすめする0～2歳向けの絵本

★『じゅうにしどこいくの?』 すとう あさえ／ぶん おくはら ゆめ／え ほるぷ出版(2021年)



おおみそがよるに  
じゅうにしゆるいのどうぶつたちが  
おやまをのぼっています。  
みんなてっぺんについて おひさまがのぼったら  
あたらしいとしのはじまりです。  
あけまして おめでとう ございます。

■図書館ホームページより

(3) コロナ感染症対策を行いながら実施している事業

ア 原画展

詳 細		
内 容	原画展の著者による講演会は中止したが、閲覧人数の制限を行い、原画展を実施	
事 業 名	はたこうしろう絵本原画展	しもかわらゆみ絵本原画展
期 間	令和2年11月17日～29日	令和3年11月16日～28日
場 所	中央図書館2階	中央図書館2階
原 画	「しりとりのだいすきなおうさま」 「ぼくはうちゅうじん」	「ごちそうたべにきてください」 「ねえねえあのね」
人 数	326人	539人



50 昭和の制作から現代の制作まで

**はたこうしろう  
絵本原画展**

2020.  
11.17<sup>日</sup> - 29<sup>日</sup>

開催場所：中央図書館2階会議室  
入 場 料：無料  
ご来場時：1日着席券を申請よりお申込み下さい  
問い合わせ：福生市立中央図書館  
TEL 042-593-3111



2021.  
11.16(火) - 28(日)  
午前10時～午後5時  
※22日(月)は休館

展示内容  
『ごちそう たべにきてください』  
『ねえねえ あのね』  
『ぼくはうちゅうじん』  
『しりとりのだいすきなおうさま』

開催場所：中央図書館2階会議室  
入 場 料：無料  
ご来場時：1日着席券を申請よりお申込み下さい  
問い合わせ：福生市立中央図書館  
TEL 042-593-3111

## イ おはなし会

詳 細		
内 容	幼児から小学生を対象としたおはなし会は、感染防止対策を行い実施。季節にあった内容の絵本の読み聞かせや手袋人形、パネルシアターなどを上演	
期 間	令和2年4月～令和3年3月	令和3年4月～令和4年1月
場 所	市内図書館	市内図書館
回 数	47回	49回
人 数	413人	418人



■おはなし会の様子

## (4) コロナ禍における図書館事業に関する市民意見等

### ア 市民等の意見

<b>図書館利用者</b>
緊急事態宣言期間中においても、予約図書等の貸出しを行っていただき、助かりました。
<b>イベント参加者</b>
新型コロナウイルス感染症の影響多大な中、参加できる事業があることを大変喜ばしく思う。(令和3年夏休み事業参加者保護者)
<b>図書館協議会</b>
1 読み聞かせ動画を掲載できたことは、貴重な試みでした。今後も機会があれば実施してください。また、休館中でも利用できるホームページコンテンツの充実を図るなど、臨機応変な対応が取れたことを評価します。
2 中止した事業もあった中、ボランティア、学校、図書館の協働により、出前おはなし会「ぶっくん」が実施できたことは成果であると考えます。

## コロナ禍における介護予防に関する事業（介護福祉課）

（対象期間：令和2年4月～令和4年2月末）

### 1 感染症対策

#### （1） 介護予防教室

国、東京都の方針及び市が定める「福生市における新型コロナウイルス感染症対策について」に基づき、利用者及び職員等が安心して施設を利用できるよう、感染症対策を講じて介護予防教室を実施した。

事業名	時期	対応内容
柔道整復師筋力向上 トレーニング 令和2年度決算額 4,238,350円	令和2年度第1クール、第3クール （緊急事態宣言中） 令和2年度第2クール、第3クール （緊急事態宣言を除いた期間） 令和3年度第1クール以降（6/21 ～）	中止 1回当たりの人数を5 人以下に減らして実施
高齢者いきいき体操 教室 令和2年度決算額 833,250円	令和2年度第1～3クール （4月～9月） 第6クール（緊急事態宣言中） 令和3年度第1、2クール（緊急事 態宣言中）	中止
複合型介護予防教室 令和2年度決算額 4,299,284円	令和2年度第1クール、第2クール 4回目まで（4月～9月） 第3クール（1月～3月）	中止
高齢者認知症予防教室 令和2年度決算額 1,173,678円	令和2年度第2クール5～12回目 （10月～12月） 令和3年度第1クール以降 （1月～現在）	1回当たりの人数を 半数に減らし、所要時 間を短く2部制で実 施
介護予防リーダー養 成講座 令和2年度決算額 506,374円	令和2年度～現在	広い会場（もくせい会 館3階）にて実施

感染防止対策を講  
じて開催した介護  
予防教室



## (2) 老人福祉センター

令和2年2月28日から緊急事態宣言に先駆けて閉館した。その後は、国、東京都の方針及び市が定める「福生市における新型コロナウイルスによる感染症対策について」に基づき、利用者及び職員等が安心して施設を利用できるよう、感染症対策を実施し、センターを運営した。主な対応は次のとおり。

- ・老人福祉センターの入館時には、検温及び体調管理シートの提出を実施
- ・浴室については、シャワーのみ、人数制限の上、浴槽開放など、感染状況に合わせて、事業を継続している。
- ・令和2年度は、介護予防体操教室が半分ほど中止になったため、DVD「おうちで実践！！介護予防体操」を作成し、参加者に配布した。
- ・サークル活動は、ソーシャルディスタンスが取れるものから再開し、令和3年11月にはカラオケも再開した。

## 2 コロナ禍におけるフレイル予防

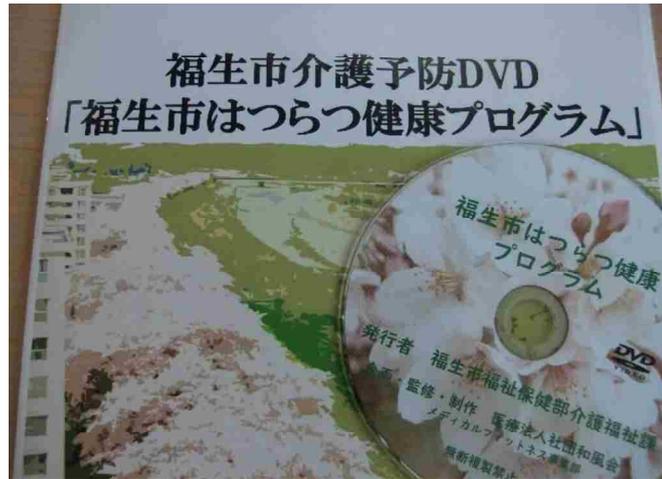
### (1) 介護予防DVDの作成

コロナ禍における外出自粛によるフレイルを予防するため、福生市介護予防DVD「福生市はつらつ健康プログラム」を作成し、配布した。

内容は、ふくふく福生体操をはじめ、腰痛やひざ痛改善のためのエクササイズ、転倒防止などの運動や、口腔ケア、栄養についてなどの講座が収録されている。自宅で一人でも取り組むことができるように、運動時のアドバイスや効果の解説などを納めたパンフレットとセットし、介護を必要としない体づくりのためのDVDとした。

DVDは2,000枚作成し、介護予防リーダーや、小地域福祉活動を通じて配布するとともに、介護福祉課、健康課、地域包括支援センター熊川の窓口でも希望者に配布した。

教室や集いが開催できない間も  
自宅で取り組めるよう作成した  
DVD



## (2) 心と体の健康ギフトプレゼント

長い間、外出自粛をしている高齢者の方へ、心身の健康維持を図る目的で、カタログギフトを贈った。カタログにはコロナに負けず、心身ともに健康に過ごすための生活のポイントを掲載。申請が遅れている方には、職員が訪問し、カタログギフトの申込みの支援や生活の状況を伺い、必要があれば地域包括支援センター等につないだ。

	人数	割合	備考
対象者	15,131人	—	
ギフト配布	13,524人	89.4%	
辞退	145人	0.9%	はがき69人 訪問・連絡76人
未申込	1,462人	9.7%	

※申込勧奨、安否確認のための職員による訪問：延べ2,387人

令和2年度決算額：59,447,080円

心と体の健康ギフト  
周知ポスター

～新型コロナに負けるな！シニアにエール♪～  
**心と体の健康ギフト  
プレゼント**

新型コロナウイルス感染症の影響で外出自粛が長期化している65歳以上の方に、心身の健康維持を図る目的として、心と体の健康に育つ3,000円相当のカタログギフトをお贈りします！

健康食品や健康グッズなど、種類豊富な贈るギフト！

福生市  
心と体の健康ギフト  
プレゼント

2.28

ご自宅に送付されるカタログから1つお好きなギフトをお選びください！

**申請はお済ですか？**

対象 市内在住の65歳以上の方（令和2年8月1日現在）  
お申し込みは **無料**

申込期限 令和3年2月28日（日）（例年有期）

申込方法 届いたカタログの中から贈るギフトを選び、「申込みはがき」でお申し込みください。  
※10月までにお申し込み分が満了でない方には、地域包括支援センターと連携し、状況確認のための電話や訪問をすることがあります。

問合せ 健康増進課 介護福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課  
（カタログの内容に関するお問い合わせ先） 福生市 心と体の健康ギフトプレゼント お客様相談室 ☎ 0120-995-845

### (3) 公園体操の実施

緊急事態宣言中、市の介護予防講座が中止となる中、介護予防リーダーを中心とした地域の皆様が、自発的な活動として、密を避けるために市内の公園でふくふく福生体操とラジオ体操を実施した（現在も継続中）。

この活動に対して、運動指導員派遣事業を紹介、地域包括支援センター職員の巡回、市民への周知を行うなどの支援を行った。

介護予防リーダーによる朝の公園体操



### (4) 介護予防リーダーの介護予防活動

介護予防リーダーは、合同連絡会の中で自分たちがコロナ禍にできる介護予防活動として公園体操を企画した。週に1回、市内4か所の朝の公園体操を運営し、連絡会で各公園の様子を報告し合い、それぞれの公園体操の運営に役立てて活動している。

介護予防教室を公園で行った際のお手伝いや、教室参加者以外の方が外に出るきっかけづくりとして自主的な公園体操も開催した。

「ふくふく福生体操」がテレビ番組で放映される企画の際、取材に対応したり、ローカルラジオでもPRするなど積極的に周知活動を行っている。

### (5) その他の介護予防啓発

年に2回全戸配布している「福<sup>しあわせ</sup>☆生き生きだより」にコロナ禍の自粛生活の中でできる介護予防の情報を掲載。新型コロナウイルスの様々な情報が錯そうする中、地域の集いは、ほとんど活動を休止している状況となったが、適切に感染防止策を講じて介護予防に取り組めるようパンフレットを用意し配布した。

また、地域の集いが感染防止の対策を講じて安心して再開できるよう支援した（令和2年度決算額 1,809,302円）。

さらに、多摩ケーブルネットワーク(株)に協力を依頼し、1日数回、ふくふく福生体操を無料チャンネルにて放送した。

## コロナ禍における健康増進・子育てに関する事業（健康課）

（対象期間：令和2年4月～令和4年2月末）

### 1 保健センターにおける感染症対策

国、東京都の方針及び市が定める「福生市における新型コロナウイルスによる感染症対策について」に基づき、利用者及び職員等が安心して施設を利用できるよう、感染症対策を実施した。

	取組内容
①	サーモグラフィーによる検温・消毒用アルコール設置・マスクの着用を要請
②	窓口への飛沫感染防止シート設置
③	共有スペース、物品等の消毒の定期的な実施
④	施設の定期的な換気
⑤	検診時等のフェイスシールドの着用・座席数制限・三密回避の徹底



休日診療所待合スペース

### 2 コロナ感染症対策として実施した取組

対策及び概要	内容	R4.2月末決算見込額（千円）
ホームページを活用した感染症に関する情報発信	福生市メディアラボでの <u>感染予防動画</u> の配信や <u>感染者情報、相談窓口等の情報</u> を発信し、市民への感染予防対策等の周知を実施	予算なし（自庁制作のため）
福生病院企業団への運営支援	新型コロナウイルス感染症の影響で減収した福生病院企業団に対し、構成する <u>2市1町</u> で財政支援を実施	（都補助 10/10） 福生病院企業団特別支援金 39,781 （令和2年度）
福生市医師会に対しPCR検査センター従事者に係る保険料を補助	新型コロナウイルス感染症に対する地域外来・検査センター（PCR検査センター）で従事する <u>福生市医師会</u> に対して保険料を補助	（都補助 10/10） 地域外来・検査センター運営体制確保支援補助金 117（令和2年度） 75（令和3年度）

### 3 コロナ禍において開始した事業

実施時期	事業名	内容	R4.2月末決算見込額(千円)
令和2年 5月	福生市メディアラボでの <u>子育て動画</u> の配信 ①沐浴編 ②離乳食編(初期) ③歯科編	コロナ禍で自宅にいながらも学べる、分かりやすい子育て動画を市のホームページに掲載した。健康課の事業で実際にお伝えしている子育てに必要なポイントを保健師、栄養士、歯科衛生士等が動画で紹介している。	予算なし(自庁制作のため)
令和2年 5月～ 令和3年 3月	出産応援品配布事業	妊婦に対する新型コロナウイルス感染症への感染防止のため出産応援品(タクシーギフト券及びギフト券)を配布するとともに、妊婦への支援又は状況把握を行うことにより、妊婦の出産及び子育てに関する不安の軽減に努めた。	(都補助 10/10) 報償費 5,550 通信運搬費 6 (令和2年度)
令和2年 7月～ 令和3年 3月	産後ケア事業所衛生環境整備事業	産後ケア事業を委託している事業所に対し、新型コロナウイルス感染症対策として、利用者が安全・安心にサービスが受けられるよう事業所の衛生環境整備を行った。	(国補助 1/2 都補助 1/2) 委託料 2,000 (令和2年度)
令和3年 3月	健康づくり啓発チラシの作成配布	健康づくり推進員と協働し「免疫力アップでコロナに負けないカラダづくりを」をテーマにしたチラシを作成し、各町会等に配布した。 	(都補助 1/2) 印刷製本費 63 (令和2年度)

実施時期	事業名	内容	R4.2月末決算見込額(千円)
令和3年 4月～	ファーストバースデイサポート事業の開始	乳幼児健康診査までの期間が空く1歳の誕生日を迎えた子のいる世帯に育児に関するアンケートを送り、コロナ禍での子育て等に関する個々の悩み事や心配事を記載があった家庭や回答のない家庭に対し、保健師等が積極的に電話等で相談を実施。また、経済的支援として回答のあった家庭に1万円相当のギフト券を贈呈	(都補助 10/10) 事務補助会計年度任用職員報酬 1,149 期末手当 254 ファーストバースデイ応援品 3,000 通信運搬費 188
令和4年 1月～	自宅療養者支援の実施	社会福祉課と連携し、自宅療養者へ <u>パルスオキシメータの貸与</u> を実施	(都補助 1/2) 消耗品費 468 通信運搬費 47

### 子育て動画の配信

<p><b>①沐浴編</b></p> <p>対象：～おおむね生後1か月</p> <p>内容：沐浴では、ベビーバスを使い入浴させ、清潔に保ち、全身状況を観察します。必要な用品と入浴方法を説明します。</p>	 <p>関連：パパママクラス</p>
<p><b>②離乳食編(初期)</b></p> <p>対象：4か月～6か月の乳児</p> <p>内容：離乳食が初めてや不安な方等へ、離乳食開始の目安、月齢に応じた作り方、進め方、アレルギーについてなどをお伝えします。</p>	 <p>関連：離乳食教室</p>
<p><b>③歯科編</b></p> <p>対象：生後4か月～</p> <p>内容：歯が生えそろう前のケアからむし歯にならない食べものやブラッシングなど、お子さんが嫌がらないようなポイントをお知らせします。</p>	 <p>関連：すくすく歯科健診</p>

#### 4 コロナ感染症対策を行いながら実施している事業

基本的な感染防止対策として、事業開始前の検温、手指アルコール消毒、窓口等の飛沫防止シート等の設置、共有スペースの椅子、テーブル等の定期的な消毒を行ったほか、各事業での特性に応じ、次のような対策を講じた。

対策及び概要	内容	R4.2月末決算見込額（千円）
BCG予防接種の感染リスク低減	3密を回避するため、令和2年度は <u>1回当たりの受診人数を制限し、回数を増やしての実施。</u> 令和3年度から <u>受付時間を3段階に設定して実施</u>	医師報酬等 2,567 (令和2年度)
休日診療所の衛生環境整備	感染予防カーテンやサーキュレーター等の整備	(都補助 10/10) 備品購入費等 575 (令和2年度)
高齢者インフルエンザ予防接種の全額負担	高齢者及び60歳から64歳で基礎疾患がある者の <u>季節性インフルエンザの定期予防接種費用を全額負担</u>	(都補助 10/10) 高齢者インフルエンザ予防接種委託料 50,314 (令和2年度)
高齢者肺炎球菌予防接種の実費負担軽減	高齢者及び60歳から64歳で基礎疾患がある者の <u>肺炎球菌の定期予防接種費用の実費負担を軽減</u>	(都補助 10/10) 予防接種委託料 1,819
ホームページを活用した検診等勧奨の実施	コロナ禍で健診やがん検診の受診控えや定期予防接種を遅らせてしまうことが懸念されるため、ホームページで市民に対し <u>受診勧奨を実施</u> 	予算なし
乳幼児健康診査（3か月、1歳6か月、3歳）	3密を回避するため、 <u>1回当たりの受診人数を制限し、回数を増やしての実施</u>	3か月児健康診査謝礼 2,057 1歳6か月児健康診査謝礼 4,253 3歳児健康診査謝礼 4,925
6・9か月児健康診査	指定医療機関で個別に受診するため感染拡大時期の受診率低下を鑑み、各健診ともに <u>1か月の受診時期延長を実施</u>	6.9か月児健康診査等委託料 3,683

対策及び概要	内容	R4.2月末決算見込額（千円）
パパママクラス	コロナ禍での出産を予定し受講を希望している妊産婦が、感染防止対策を講じた中で安心して受講できるよう参加者を各2人まで→各1人に <u>変更</u> し、多くの妊産婦が出産への思いを共有できる場として継続して実施	両親学級謝礼 177
妊産婦・新生児訪問指導事業	訪問を委託する助産師に個別訪問先での感染予防対策として感染予防用品バッグ（ショルダーバッグ、消毒液、グローブ、フェイスシールド、防護衣）を配布	訪問指導委託料 1,433
育児相談	保健センター、子ども応援館で実施している育児相談を <u>予約不要から全面予約制に変更</u> し、三密を回避して実施	母子相談員謝礼 270
健康相談	市役所ロビー、体育館、福祉センターで実施している各相談を <u>予約不要から全面予約制に変更</u> し、3密を回避して実施	健康相談謝礼 362
母子健康手帳交付時及び転入時妊婦面接	飛沫感染防止パネルや空気清浄機の設置、使用後の室内消毒の徹底等を行い、従来の相談室にて面接を実施	保健師会計年度任用職員報酬 5,729 保健師会計年度任用職員期末手当 1,250
産後ケア事業	令和2年度に事業所の衛生環境整備を行い、通常通り事業を継続	産後ケア事業委託料 3,701
巡回相談	感染症拡大時や、休園措置が取られた時は、各園や保護者と相談し、必要時予定日を変更しながら、事業を継続実施	心理相談会計年度任用職員報酬 10,230
個別相談	対象者や保護者と相談しながら、必要時接触を減らすために <u>電話相談を活用しながらも、面接、訪問による相談支援を継続</u>	心理相談会計年度任用職員期末手当 2,232
*外国籍妊産婦及び保護者への対応	感染状況を鑑み、日本語通訳者の訪問等を控え、 <u>テレビ電話多言語通訳サービスを活用し、接触する職員数を減らして対応</u>	日本語通訳者謝礼 0 テレビ電話多言語通訳サービス委託料 297

## 5 コロナ禍における事業に関する市民意見等

産後ケア事業利用者
・産後家族等からの支援が受けられない中、頼れるところがあった。
心理巡回相談・個別相談利用者
・期限が迫っている中、個別相談を継続してくれてありがたかった。(就学準備で相談していた保護者) ・保育参観や園での面接時間や回数が減少する中、子どもの園の様子を知ることができてよかった。
産後ケア事業者
・各種教室やサークル活動、医療機関の母乳外来等これまであったものがないというだけで不安になる産婦が多く、事業が継続実施できたことで、悩み事や不安の受取先となれた。 ・環境整備を行ったことで、施設の消毒等にかけていた時間が減少し、より多くの産婦と乳児をスムーズに受け入れられた。

## コロナ禍における子育てに関する事業（子ども育成課）

（対象期間：令和2年3月～令和4年2月末（一部を除く。））

### 1 子育て関連施設に対する感染症拡大防止対策

学童クラブ、保育所等、幼稚園、児童館等、子育て関連施設において、子どもたちや保護者が安心して施設を利用できるよう、各種感染症拡大防止対策を実施した。

実施時期	事業名等	実施内容等
令和2年3月～5月	登所（園）自粛依頼及び自粛要請	学校が全国的に一斉休校となったことに合わせて、学童クラブや保育所等児童の登所（園）自粛をお願いした。同年4月7日には、東京都に緊急事態宣言が発出されたため、要請に切り替えた。
令和2年3月～	各種子育て関連事業・イベント等の中止、縮小等	保育所等における各種行事（卒園式、お遊戯会等）、プレイパーク、なかよしクラブ、学童クラブや児童館で実施する各種事業、青少年の意見発表大会等について、中止、縮小、内容変更等を行った。
令和2年3月～	感染拡大防止に関する情報提供	国や都、各種関係機関等から発出される、感染拡大防止に関連する情報等について、子育て関連施設に対して随時情報提供を行い、各施設からの問合せ等にも対応した。
令和2年3月～	衛生環境整備に対する補助等	学童クラブ、保育所等、幼稚園、児童館、一時預かり事業、病児保育事業等において、マスクや消毒液等の衛生用品、空気清浄機、殺菌庫等の備品、感染予防対策に係る人件費等の「かかりまし経費」に対する補助等を実施した。
令和2年3月～	臨時休所（園）等の実施	感染拡大防止のため、学童クラブや保育所等において感染が確認された場合に、疫学調査の補助等を実施し、必要に応じて臨時休所（園）を実施した。その際、各施設が実施する保護者への連絡や公表等に関する支援を行った。また、児童館を臨時休館とし、感染拡大防止に努めた。
令和3年7月～	保育士等職員に対するワクチンの優先接種	感染リスクが高い子育て関連施設で働く職員を対象（職種や居住自治体を問わず）に新型コロナウイルスワクチンの優先接種を実施した。
令和4年2月～	保育士・幼稚園教諭等の処遇改善	新型コロナウイルス対応で負担が大きい保育士や幼稚園教諭、学童クラブ支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として収入を3%程度引き上げる。

## 2 子育て世帯等に対する支援

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子どもや子育て世代が安心して生活ができるよう、各種行政サービスや経済的支援を実施した。

### (1) 各種行政サービス

実施時期	事業名等	実施内容
令和2年3月～	市民からの苦情・問い合わせ対応	感染に関する知見などが十分でなかった時期は、子育て関連施設や各種事業の運営に対して非常に多くの苦情や問合せが発生した。市長への手紙や問合せメール等も多く対応に追われた。
令和2年3月～6月	学童クラブの午前中開所	小学校の臨時休業等に伴い、学童クラブを午前中から開所し、一日育成を実施した。受託業者はこれに対応するため、シフト変更を実施。市はこれに係る費用を委託料の増額により対応した。
令和2年4月～7月	保育所等での保育を必要とする事由への柔軟な対応	感染拡大の影響により、令和2年5月1日までに育児休業から復帰できないケースや、勤務内定が取消しとなった等の場合に、期限の延長や要件変更柔軟に応じるなどの対応を行った。
令和2年4月～	臨時休園時における保育所等における保育サービスの継続	利用している保育所等が臨時休園となった場合においても、保護者がエッセンシャルワーカー等の場合は保育サービスを提供した。また、支援が必要な家庭に対しては、積極的に預かるように保育所等に対し指導した。
令和2年6月～	児童手当支給事業における郵送対応	窓口の混雑が予想されることから、児童手当支給に係る現況届等の必要書類提出を郵送対応とするため、返信用封筒を作成し活用した。
令和2年10月～	保育園施設見学動画の制作・配信	保護者が感染症流行下により見学が難しい場合等のため、市と市内全16園が協力し、動画の撮影・編集を行った。
令和2年11月～	学童クラブ、保育所等の手続における郵送対応	窓口の混雑が予想されるため、感染症拡大防止対策として郵送対応を可能とした。



## (2) 経済的支援

実施時期	事業名等	実施内容	事業費等	備考
令和2年3月～	学童クラブ育成料及び保育料の日割計算による還付	学童クラブや保育所等への登所自粛要請に応じた場合や臨時休園等となった場合に、育成料(保育料)を日割り計算し還付を実施	【育成料】 R1 1,035,920円 476件 R2 3,132,780円 1,331件 R3 144,370円 208件 【保育料】 R1 1,206,440円 234件 R2 7,448,650円 812件 R3 1,097,410円 323件	令和3年度の還付額は1月末現在。(予定額含む。)
令和2年6月～	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	児童手当を受給する世帯(特例給付世帯を除く)に対し、対象児童1人当たり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給	【事業費】 59,160,000円 【児童数】 5,916人	5月1日専決
令和2年6月～	ひとり親家庭等への臨時特別給付金の給付	ひとり親家庭の児童育成手当受給者(障害手当含む)に対して対象児童1人当たり3万円を支給する臨時特別の給付金を支給【市独自事業】	【事業費】 34,740,000円 【児童数】 1,158人	6月議会3号補正
令和2年8月～	ひとり親世帯臨時特別給付金の給付	児童扶養手当受給世帯等に対し、1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円を加算して臨時特別給付金を給付するとともに、減収世帯には更に5万円を追加給付	【事業費】 56,300,000円 【児童数】 892人	7月臨時会5号補正
令和2年9月～	ウェルカム赤ちゃん臨時特別給付金の給付	コロナ禍の中、妊娠期間を過ごし、特別定額給付金の基準日後に出産し子育てをしている方を支援するため10万円を支給【市独自事業】	【事業費】 30,900,000円 【児童数】 309人	7月臨時会5号補正
令和2年9月～	子育て世帯応援! 総額1億円キャッシュバック事業	子育て世帯の支援並びに市内の消費を促すことを目的として、市内事業者で買い物、食事等をした子育て世帯に対し、子ども1人につき15,000円をキャッシュバック【市独自事業】	【事業費】 99,854,296円 【世帯数】 4,036世帯	7月臨時会5号補正
令和2年10月～	ひとり親家庭支援事業(都カタログ送付事業)	児童扶養手当・ひとり親世帯臨時特別給付金該当者へ1万円相当のカタログギフトを送付		
令和2年12月～	ひとり親世帯臨時特別給付金の給付(再支給)	児童扶養手当受給世帯等に対し、1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円を加算する臨時特別給付金を再支給	【事業費】 38,400,000円 【児童数】 892人	12月議会10号補正
令和3年5月～	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)	低所得の子育て世帯のうちひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から支出の増加の影響を勘案し、早急に子ども1人当たり5万円を支給	【事業費】 39,900,000円 【児童数】 798人(2月末現在)	3月議会1号補正
令和3年6月～	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(その他世帯分)	低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から支出の増加の影響を勘案し、子ども1人当たり5万円を支給	【事業費】 37,450,000円 【児童数】 749人(2月末現在)	6月議会4号補正
令和3年12月～	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金	子育て世帯に対し力強く支援し、その未来を拓く観点から高校生までの子ども1人当たり現金10万円を早急に支給	【事業費】 669,800,000円 【児童数】 6,698人(3/11現在)	12月議会9号補正



### 3 市内学童クラブ及び保育所等における感染状況

#### (1) 感染者数

(人)

種別		第1波 R2.3～ R2.5	第2波 R2.7～ R2.8	第3波 R2.11～ R3.2	第4波 R3.3～ R3.6	第5波 R3.7～ R3.9	第6波 R4.1～ R4.3.17	合計
学童クラブ (児童館含む)	児童	0	0	3	0	5	66	74
	職員	0	0	1	0	0	6	7
	合計	0	0	4	0	5	72	81
保育所等 (幼稚園含む)	園児	0	0	4	1	35	173	213
	職員	0	0	4	0	15	65	84
	合計	0	0	8	1	50	238	297
児童 小計		0	0	7	1	40	239	287
職員 小計		0	0	5	0	15	71	91
総合計		0	0	12	1	55	310	378

#### (2) 臨時休所(園)回数

(回)

種別		第1波 R2.3～ R2.5	第2波 R2.7～ R2.8	第3波 R2.11～ R3.2	第4波 R3.3～ R3.6	第5波 R3.7～ R3.9	第6波 R4.1～ R4.3.17	合計
学童クラブ (児童館含む)	全面	0	0	3	0	0	6	9
	一部	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	3	0	0	6	9
保育所等 (幼稚園含む)	全面	0	0	1	0	6	11	18
	一部	0	0	0	0	11	34	45
	合計	0	0	1	0	17	45	63
全面 小計		0	0	4	0	6	17	27
一部 小計		0	0	0	0	11	34	45
総合計		0	0	4	0	17	51	72

※休園期間の延長は数えない。

## コロナ禍における子育てに関する事業（子ども家庭支援課）

（対象期間：令和2年3月～令和4年2月末）

### 1 感染症対策

国、東京都の方針及び市が定める「福生市における新型コロナウイルス感染症対策について」及び「地域会館、新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づき、利用者及び職員等が安心して施設を利用できるよう、「ふれあいひろば及び子育て地域活動室における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を策定し施設の安全な運営に努めた。

また、子育てひろば事業を実施するに当たり、基本的な感染症対策のほか、施設の特性に応じた対策を講じ、実施可能なイベントにも取り組んだ。

相談業務に関しては、緊急的な虐待対応等は通常どおりの支援を実施したが、感染拡大時等は電話対応などに切り替え支援を継続した。

#### （1） 緊急事態宣言期間等における子育てひろば事業の運営

実施日		取組内容
子育てひろば事業の休止	令和2年3月3日～ 5月31日 令和3年4月25日～ 5月31日	子育てひろば事業（ふれあいひろば）の中止 子育て地域活動室使用中止
その他	上記以外の期間	ひろば利用人数の制限（20人まで）親子談話室利用の中止等

#### （2） 基本的な感染症対策

取組内容	
①	非接触型サーモメーター、消毒用アルコール等の設置、マスク着用を要請
②	飛沫感染防止（受付窓口）シート、相談室飛沫感染防止パネル等の設置
③	施設の常時換気、共有スペース、事務室の定期的な消毒の実施、空気清浄機の設置
④	子育てひろばで使用する玩具、固定遊具の定期的な消毒の実施
⑤	事務室等にパネルの設置
⑥	訪問時、消毒ジェルを携帯

#### 感染症対策に要した経費

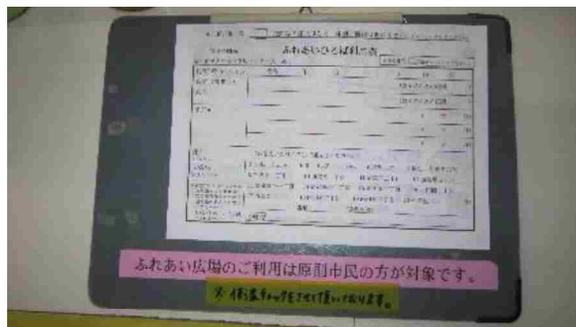
令和2年度	消耗品費	313,354円	
			（非接触型サーモメーター、消毒用薬品、パーテーション等）
	備品購入費	175,560円	（空気清浄機4台）
令和3年度	消耗品費	29,127円	（令和4年2月末現在）

### (3) 施設の特性に応じた対策

#### ア 共通事項

取組内容	
①	利用者の人数制限（子育てひろば利用者の制限等）
②	館内等におけるソーシャルディスタンスの促進
③	子育てひろば利用（10時～15時）の時間遵守の要請
④	利用者においては、日常的に検温・健康観察を行い、体調不良時等には施設利用を控えるとともに、施設利用後に感染が判明した際には速やかに子ども家庭支援センターへ報告するよう要請（受付時に連絡先の記入を依頼）

#### 【人数把握用マグネットと利用票(体調確認と電話番号記載)の写真】



#### イ 子育て地域活動室の使用中止に伴う臨時的措置

取組内容	
①	育児相談～健康課と協議の上対応。緊急事態宣言中は中止。その後も予約制にするなど、人数制限や人流ルートの確認をし、3密を避けて実施した。
②	助産師と話そう～緊急事態宣言中は中止。その後は予約制にする旨広報等に掲載し、人数制限をする等して実施した。
③	おはなし会～中止
④	出張わくわく図書館&児童館～緊急事態宣言中は中止。その後状況に応じて読み聞かせを実施し、児童館職員による出し物を実施した。

## 2 実施した取組

### (1) 保護者向け動画配信サービスの公開

詳 細	
内 容	緊急事態宣言中に子育てひろば担当職員が保護者向けに動画配信「手作りおもちゃの作り方」を制作し公開
公開期間	令和2年6月
公開場所	・福生市公式のYouTubeチャンネル「福生市メディアラボ」 ・福生市ホームページ
公開作品 オリジナル 製作	・「おうちでプチ工作①」ビニールおばけ編 ・「おうちでプチ工作②」ペットボトルのスノードーム編 ・「おうちでプチ工作③」牛乳パックこま編
再生回数	① 882回 ②12万回 ③4,141回 動画再生数合計 125,023回

### (2) 子育てひろばのイベント ※感染症対策を行いながら実施

イベント名	実施方法
① おたんじょう会	順番に手形押しをする。
② プール遊び (R2年度のみ)	時間帯を分け、着脱室の密を避けて実施
③ 親子縁日 (R2年度のみ)	地域活動室とふれあいひろばを活用。順番に実施
④ クリスマス会	予約制、人数制限あり、子育て地域活動室や談話室を活用し密を避けての実施
⑤ 講演会	予約制、個別相談会形式の実施、交代制形式の実施
⑥ ゆずりゆーす (衣類お下が り交換会)	衣類を1点ずつジブロックや透明袋に入れて実施。 実施方法をチラシと掲示にて記載し周知

<クリスマス会>



<ゆずりゆーす>



<講演会>



### 3 コロナ禍における子育てひろば事業利用者や職員の意見等

#### (1) 保護者の意見

##### ひろば利用者

- ・「この状況で遊びに来て良いものかと迷いがあったが、いざ来てみると、衛生管理もできているし心配することはなかった。自分もとても気分転換になり、迷っていないで来ればよかったと思った。
- ・コロナ禍で、連絡を取り合い、待ち合わせて会うことが困難な時期だったが、ひろばに来れば誰かに会えるし、誰かと話たいと思った。
- ・予約なしで、ふらっと来て利用できるのがありがたい。(子どもの体調に合わせての行動になるため) 等々

#### (2) 職員の意見

##### 子育てひろば担当職員

- ・毎日来所する母子やイベントに毎回来てくれる方、顔なじみのひろば職員と話がしたいと来所する方等もあり、コロナ禍においてもひろば開所の重要性は高いと感じた。

## コロナ禍における町会・自治会に関する事業（協働推進課）

（対象期間：令和2年3月～令和4年4月末）

### 1 感染症対策

#### （1）町会長協議会

国、東京都の方針及び市が定める「福生市における新型コロナウイルス感染症対策について」に基づき、協議会の安全な運営に努めた。

取組内容	
①	協議会の書面開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度 3月</li> <li>・令和2年度 4月・5月・2月</li> <li>・令和3年度 9月・2月</li> <li>・計6回</li> </ul>
②	接触機会の抑制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局による議題の代理説明</li> <li>・説明者の人数制限、説明の要点化</li> <li>・依頼内容の精査及び回覧物等の削減</li> </ul>
③	基本的な感染症対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非接触型検温器・消毒用アルコール等の設置、マイクの消毒等</li> <li>・座席間隔の確保（パーテーション設置含む。）、会場の換気</li> </ul>

#### （2）町会・自治会活動

地域から新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図っていくため、令和2年度に東京都が緊急対策として募集を行った「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る普及啓発事業助成金」の活用について町会・自治会に周知し、町会・自治会が申請や実績報告を行う際に、書類提出の補助を行った。

交付金額合計：2,900,100円

町会数	助成金対象事業	購入物品等
11	都が作成した、家庭内のできる感染予防法など日常で気を付けるべき対策をまとめたチラシ及び啓発シールを、各戸配布し、町会・自治会内に感染予防対策を周知する。	
9	除菌シートや除菌スプレー等の啓発品を購入し、チラシ及び啓発シールと併せて配布する。	除菌スプレー、除菌シート、マスク、ハンドジェル、消毒スプレー、消毒液

6	町会・自治会が感染防止対策を施しながら普及啓発を行うために必要となる物品を購入する。	消毒液、消毒スプレー関連（自動、容器）、消毒スタンド、非接触型体温計（手動、スタンド）、アクリル板、空気清浄機、タブレット端末、サーモグラフィ、ビニール手袋
---	--	--

## 2 町会・自治会に対する支援

### (1) 町会長協議会活動支援

町会長協議会では、活性化検討部会を組織し、毎年度、町会・自治会加入促進事業を展開している。これまでは、健康まつりでの加入受付コーナーの設置や、市内駅前でのあいさつ運動を実施していたが、コロナ禍においては、行事の開催や啓発グッズの手渡し等ができないことから、新たな加入促進事業の検討や実施について支援を行った。

#### ア 令和2年度

事業内容	支援
町会・自治会への加入を促すマグネットシートを作成し、市内を巡回するごみ収集車 26 台と幼稚園バス 1 台に貼り付け、啓発活動を行った。	発案及びマグネットシート作成に係る委託事務手続、収集運搬業者及び幼稚園への依頼・調整



▲マグネットシートデザイン

イ 令和3年度

(ア) 勉強会

事業内容	支援
<p>東京都の地域活動支援アドバイザー派遣事業を活用し、町会長協議会主催により、町会・自治会役員向けの勉強会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方法                      専門家による講演（テーマ：「組織視点の町会」から「市民視点の町会」への進化を目指して）、ワークショップ（個人ワーク）、質疑応答</li> <li>・参加人数 28名（28町会・自治会）</li> </ul>	<p>発案及び東京都委託事業者との調整、会場準備等</p>
	

(イ) パネル展示

事業内容	支援
<p>市役所本庁舎1階において、市内32町会・自治会を紹介するパネルを展示し、特色や活動内容をピアーするすることで、来庁者に町会・自治会の魅力や加入のメリットを発信した。会場には、加入申込はがきを設置し、加入促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間 令和3年10月25日～12月1日</li> </ul>	<p>発案及び各町会・自治会のパネル作成、会場への設置等</p>
	

## (2) 町会・自治会活動支援

### ア 地域活性化交付金対象事業の提案（令和2年度以降）

コロナ禍において、町会・自治会はイベント等の親睦活動の自粛を余儀なくされ、従前の活動が大幅に縮小された。そのため、毎年交付している地域活性化交付金について、対象となる事業を新たに提案し、町会・自治会の活動の維持を図った。

提案内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・健康の増進に関する事業として、新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起チラシと拡大防止対策用物品を町会・自治会員に配布する。なお、当該事業に必要な消耗品等の購入経費を地域活性化交付金の対象とする。</li><li>・その他、親睦事業として、ウォークラリーや抽選会など、人が密集することなく屋外やリモート等で行える事業の提案</li></ul>
新たな事業の実施状況
<ul style="list-style-type: none"><li>・多くの町会・自治会において、提案内容に沿った新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する事業が行われた。</li><li>・いくつかの町会・自治会において、既存の親睦事業の代替として、抽選会が実施された。</li></ul>
地域活性化交付金実績（見込）額
令和2年度 8,388,083 円 令和3年度 8,169,950 円（見込み）

### イ ホームページ、会報編集支援による活動紹介

各町会・自治会の加入促進への取組がコロナ禍において制限される中で、加入率の維持・向上を図るため、町会・自治会の魅力や活動内容について、市民へ情報発信を行うための支援を行った。

#### (ア) ホームページ更新（令和2～3年度）

町会・自治会紹介ページについて、各町会・自治会に紹介記事や写真の提出を依頼し、編集及び更新作業を行った。

取組内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・提出用フォーマットの作成</li><li>・町会・自治会との連絡調整</li><li>・ページ編集及び更新作業実施</li></ul>



(イ) 会報「ちいき」編集・発行支援

毎年秋季及び春季に計2回発行している町会長協議会会報「ちいき」について、編集や発行の支援を行っているが、例年秋号に掲載している町会長協議会主催の夏祭りが中止となったことを受けて、代替案として、行事やイベント以外にも町会・自治会が地域のために行っている活動を紹介する特集記事を提案し、周知への支援を行った。

取組内容（令和3年度）

- ・掲載記事の構成提案
- ・活動内容の情報収集・写真等提供依頼
- ・業者との調整（編集・印刷・納品・配布）

令和3年 秋号



## コロナ禍における学校教育に関する事業（教育指導課）

（対象期間：令和2年3月～令和4年4月末）

国、東京都の方針及び福生市教育委員会が定める「福生市立学校版新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン～『学校の新しい生活様式』～」(令和3年4月26日付)（別紙1）、「緊急事態宣言下等における学校運営について」(令和3年8月25日付)（別紙3）に基づき、校長と十分に連携し、学校運営上とるべき感染リスクを低減した上で、児童・生徒の学習を保障してきた。

### 1 休校等における児童・生徒の学びを保障するために

#### (1) 児童・生徒一人1台の学習用端末（iPad）や、電子黒板等の配備

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、休業が長期化し教育に支障が出る事態に備えるため、令和5年度までに達成とされていた児童・生徒一人1台の学習用端末（以下「iPad」という。）の配備や、家庭でもつながる通信環境の整備などを掲げる、「G I G Aスクール構想」が加速化された。

福生市では、感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により、全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早期に実現させるため、令和3年1月に全児童・生徒へiPadの配備を行った。

#### ア iPad（G I G Aスクール端末）

配備台数：3,155台

費用：総額432,284千円（5年間の総額費用）

内訳 機器借上料（機器・保守運用経費） 243,491千円

通信運搬費 143,678千円

プログラム使用料（学習ソフト「ミライシード」）45,114千円

#### イ 電子黒板、大型ディスプレイ等

ICT機器の活用が進む中、接触の回避やオンライン授業での活用のため、65インチの電子黒板及び大型ディスプレイ、画面転送装置等の導入を行った。

##### (ア) 電子黒板

配備台数：60台

費用：備品購入費 23,243千円

配備時期：令和3年6月（10台）

令和4年3月（50台）

(イ) 大型ディスプレイ

配備台数：107 台

費用：備品購入費 16,548 千円

配備時期：令和4年3月

(ウ) アップルTV

配備台数：231 台

費用：備品購入費 3,628 千円

消耗品費 89 千円

配備時期：令和3年7月



大型ディスプレイ

(2) iPad、電子黒板や大型ディスプレイを活用した教育活動

休校や分散登校時における児童・生徒の学びを保障するため、iPad を活用したオンラインによる授業を推進してきた。

ア オンライン授業の実施

各学校、各教員は、iPad や電子黒板、大型ディスプレイを活用した授業法について試行錯誤を重ね、同時双方向のオンライン授業が円滑に行える方法等を確立し、児童・生徒の学びを保障することができた。

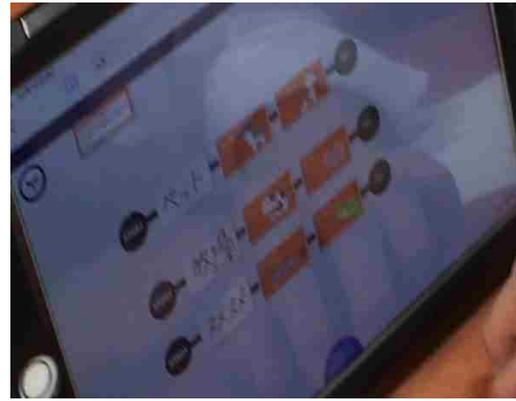


オンラインによる授業

イ 「ミライシード」の導入と、iPadの活用促進

児童・生徒が自らの学びを進めることができるように、学習支援システム「ミライシード」(Benesse) を導入した。

また、「ふっさっ子スタンダード」や「家庭生活10ヶ条」には、「iPadを文房具のようにいつでも使おう。」など、学習時における活用の促進や、使用に関するルールについて記載した。



ドリルパーク (ミライシード)

### (3) iPad 導入時の教員研修

iPad 導入時には、教員に iPad の使用方法等に関する研修会を実施した。

また、各学校の ICT 教育リーダーによる一人 1 台端末を活用した授業実践を共有するとともに、ICT を活用した学習指導の在り方について学ぶ機会を設定した。



ICT 研修会 (iPad 導入時)



各学校の ICT 教育リーダーによる授業実践の共有



講義：東京学芸大学 高橋 純 先生



講義：情報通信総合研究所 平井 聡一郎 先生

## 2 感染症対策に留意した教育活動の継続

令和2年度では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国や都からの通知を踏まえつつ、福生市立学校における対応について、都度検討し実施してきた。

令和3年度では、策定した各種ガイドラインを踏まえ、感染リスクを恐れて実施しないのではなく、感染症対策を万全にして計画してきた教育活動を実施してきた。

別紙1	「福生市立学校版新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン～『学校の新しい生活様式』～」	初版：令和2年8月24日付 2版：令和2年12月4日付 3版：令和3年4月26日付
別紙2	「福生市立学校 宿泊行事実施のためのガイドライン」	令和3年8月20日付
別紙3	「緊急事態宣言下等における学校運営について」	令和3年8月25日付

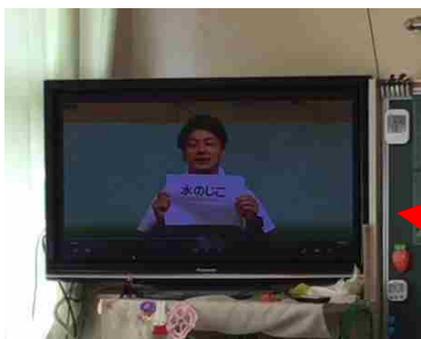
### (1) 感染症対策を講じて実施した教育活動

感染リスクを恐れて実施しないのではなく、感染症対策を万全にして教育活動を実施してきた。

(例)

#### ア 全校朝会（全校集会等）

児童・生徒が一同に集まらず、3密を回避するため iPad を活用したリアルタイム放送による全校朝会を開催した。



(小学校) 全校オンライン朝会



## イ 給食児童（黙食）

給食時は、全員前を向いて、話をせずに給食を食べるよう指導した。（黙食）



給食指導（黙食）

## ウ 学校行事

令和3年度は、各学校で感染症対策を万全に講じて実施した。

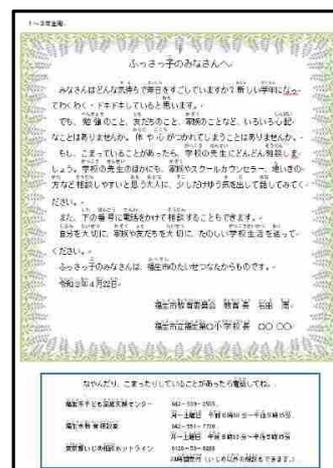
行事等名	各学校における対策（一部）
運動会	<input type="checkbox"/> 学年別、無観客、Teams による配信 <input type="checkbox"/> 競技や時間を大幅縮小 <input type="checkbox"/> 午前（1・3・5年）、午後（2・4・6年）の分散実施 <input type="checkbox"/> 身体接触を伴わない競技のみ実施 <input type="checkbox"/> 飛沫拡散防止のため「応援団」の活動は中止 <input type="checkbox"/> 保護者は2名とし、午前中開催（昼食なし）
学芸会 音楽会	<input type="checkbox"/> 隣との距離を十分に確保、マスクを着用したままで歌唱 <input type="checkbox"/> Zoom による配信、発表時間に合わせた時差登校の実施 <input type="checkbox"/> 全学年入れ替え制、保護者は該当学年のみ鑑賞可
修学旅行 移動教室	<input type="checkbox"/> 緊急事態宣言延長のため9月から延期して実施 <input type="checkbox"/> 新幹線・バス内では、往路の昼食以外はマスクを着用 <input type="checkbox"/> グループ行動による京都市内の史跡巡りでは、昼食時には場所を指定、夕食や入浴は、交代制 <input type="checkbox"/> 就寝時に互いの頭部が隣接しないように距離をとり、換気を維持するため、終日空調を稼働
卒業式 入学式	<b>【R3卒業式】</b> <input type="checkbox"/> 保護者の参加は2名とし、在校生を参加させる場合は、会場が密にならない人数や座席の配置を工夫 <input type="checkbox"/> 児童・生徒及び出席者はマスクを着用。式典の時間が短時間になるよう工夫、会場は2方向の窓を同時に開けて換気 <b>【R4入学式】</b> <input type="checkbox"/> 感染症対策を講じた上で、通常どおり実施

## (2) 児童・生徒の心のケア

### ア 「ふっさっ子のみなさんへ」

新型コロナウイルス感染症拡大の中、児童・生徒に新年度の新しい環境での生活において、少しでも安心して生活を送ることができるように、教育長と学校長の連名で「メッセージ『ふっさっ子のみなさんへ』」を児童・生徒に配布し、各学校のホームページに掲載した。

「ふっさっ子のみなさんへ」(令和3年4月)



### イ エールウィーク(東京都教育委員会と連携)

福生市でも、児童・生徒が自らの可能性に気付くことが何よりも大切であり、意識的に児童・生徒のよさや成長を見付けて、児童・生徒一人一人に伝える期間「エール・ウィーク」を設定し、全小中学校で実施した。

(取組例)

- 毎日、帰りの会で、担任から1～2人の児童の良いところや頑張っているところなどを紹介し、学級の全員で共有しながら、ビー玉を入れる。(小学校)
- 全児童のタブレット端末に、担任から児童のよいところやがんばっているところを書いたものを児童がタブレットを開くたびにみるようにする。(小学校)
- 期間中、担任が各クラスの teams に「エール」を送信する。生徒からの返信があり、交流が生まれた。(中学校)



### ウ 子供川柳(東京都教育委員会と連携)

福生市では、子供たちのコロナ禍での思い、気づき、ポストコロナで実現したい夢や希望に関する川柳を全小中学校で実施した。

(東京都教育委員会ウェブページに掲載中)

- 【小学2年生】ウイルスに まけるなこども きつとかつ
- 【小学6年生】まもろうよ 未来のために 三密を
- 【中学1年生】考えよう コロナ対策 皆のため
- 【中学2年生】コロナでも 心の距離は 離れない

川柳(一部)

**福生市立学校版  
新型コロナウイルス感染症予防  
ガイドライン  
～「学校の新しい生活様式」～**

**(令和3年4月26日)**

**福生市教育委員会**

## 目次

本ガイドラインについて	1
感染症対策に関する考え方	2
I 学校運営編	
1 感染症予防策の徹底	
（1）児童・生徒への指導	3
（2）児童・生徒と同居する保護者などへの依頼	6
（3）教職員等の健康管理	6
（4）校内環境の適切な管理	7
（5）連絡体制・衛生管理の徹底	9
2 教育活動の実施	
（1）教育活動を実施する上で必要な感染症対策	9
（2）教育活動上の留意点	11
（3）教育活動の実施に当たっての配慮事項	14
（4）登校の判断	15
II 感染者対応編	
1 感染者が出た場合	
（1）児童・生徒の場合	16
（2）教職員の場合	17
（3）その他	17
2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）	
（1）児童・生徒の場合	17
（2）教職員の場合	18
3 市内感染者の発生状況を踏まえた措置	

## ～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、国からの学校再開ガイドライン及び東京都教育委員会の指針に基づき、福生市教育委員会として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意ください。

## 感染症対策に関する考え方

今後、教育活動の再開に当たっては、学校において、以下4つの対策を講じることが重要である。

- ・手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- ・学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- ・日頃の連絡体制の確認
- ・集団感染のリスクが高い、以下の**3つの条件**が同時に重なることの徹底的な回避

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多くの人密集
- ③近距離での会話や発声

### 学校の役割（文部科学省通知による）

学校長を責任者とし、校内に保健管理体制を構築します。併せて、学校医、学校薬剤師等との連携を推進します。保健主事・養護教諭・各学級担任などとともに、学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備します。

「新しい生活様式」を実践するためには、児童・生徒等への指導のみならず、朝の検温や共用物品の消毒に加え、給食時間や休み時間、登下校時の児童・生徒の行動の見守りなど、地域のボランティア等の協力を得ながら学校全体として取り組む必要があります。

また、感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておくことが必要です。

## I 学校運営編

### 1 感染症予防策の徹底

#### (1) 児童・生徒への指導

学校は、児童・生徒に対し、以下の内容を指導すること。

##### ア 新型コロナウイルス感染症の予防についての理解

児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導すること。

※新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料(文部科学省)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08060506\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm)

##### イ 「3密」の徹底した回避

密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、密集場所(多くの人が密集している)、密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる)という3つの条件のある場を、できるだけ回避するよう指導すること。特に、「3密」になる条件が同時に重ならないよう、指導を徹底すること。

児童・生徒同士の間隔は、おおむね1～2mの距離を確保し、対面とならないよう対策を講じること。

##### ウ 正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行

家庭では、帰宅時や食事の前後、トイレ使用后、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、学校では、登校時や給食前後、外で活動した後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用后、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、教材を共用した後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けんを使用して30秒程度泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチ、ペーパータオルでよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導すること。

また、学校で手洗いをさせる際には、手洗い場所が密集・密接しないよう、手洗い場所付近に立ち位置を示すマーキングを行うことや正しい手洗いを行う時間を確保できるよう授業中や休み時間を問わずトイレの使用や手洗いを時間差で行わせることなどの対策を講じること。

※手洗いをしていない状況では、接触感染防止のため、眼、鼻、口などに触れることを避けるよう指導する。

※タオルやハンカチは共用せず、毎日交換したものを持参させ、清潔を保つよう指導する。

※手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いるもので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導すること。

※校外学習等の外出先において、手洗い場の数などで、正しいタイミングでの手洗いの励行が困難な場合は、アルコールを含んだ手指消毒薬などを併用し、手指消毒の徹底に努めるよう指導する。

※映像資料「感染症予防のための正しい手洗い方法」（東京都）

[https://www.youtube.com/watch?v=IViN9C\\_BS-0](https://www.youtube.com/watch?v=IViN9C_BS-0)

## エ 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

### ① マスクの着用について

学校教育活動においては、児童・生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべきと考えられる。

ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はない。

- 1) 十分な身体的距離が確保できる場合はマスクの着用は必要ない。
- 2) 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生する恐れがあるため、マスクを外すこと。

※夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中で、マスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症はより命に関わる危険があるため、熱中症への対応を優先させること。

※マスクの取り外しについては、活動の態様や児童・生徒等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応することが重要である。

※児童・生徒等本人が暑さで息苦しいと感じたときなどには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。

3) 体育の授業においては、マスクの着用の必要はない。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクがない場合にはマスクを着用すること。配慮事項等については、スポーツ庁政策課学校体育室発令和2年5月21日付事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」を参照すること。

② 登下校時のマスクの着用について

登下校時には、「休み時間」同様、教員の目が届きづらい実態がある。そのため、状況によっては「3密」が生じうることを踏まえ、次のような工夫や指導を行うこと。

- ・登下校については、校門や玄関口等での密集が起これないように登下校時間帯を分散する。
- ・集団登下校を行う場合には密接とならないように指導する。
- ・夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあることから、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導する。
- ・小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子どもへは、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行うこと。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導すること。

③ その他（マスクに関する指導について）

登校時にマスクを忘れてきた場合や、校内でマスクを汚してしまった場合などは、鼻や口をティッシュやハンカチで覆わせた上で、保健室等に保管している予備のマスクを着用させるなどを徹底すること。マスクを着用させることができない、やむを得ない場合には、ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆わせるなど、咳エチケットを行うよう指導し、徹底させること。

また、児童・生徒には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となる。

- ・清潔なハンカチ、ティッシュ ・マスク
- ・マスクを置く際の清潔なビニールや布等

※手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00460.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html)

※布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

## （２）児童・生徒と同居する保護者などへの依頼

- （１）の内容を保護者にも通知等により確実に伝達するとともに、家庭においても対策を徹底していただくこと。
- 児童・生徒が感染する場合、家族内感染であることが多いため、児童・生徒と同様に家族も健康観察を実施していただくことなど、家庭における感染症対策の徹底を依頼すること。
- 家庭で以下の事項について実施していただくよう依頼すること。
  - ・毎朝の検温
  - ・検温結果と健康状態について検温カードに記載
  - ・何らかの症状がみられる場合は無理をせず休養する（症状については主治医等に相談すること）
  - ・児童・生徒が PCR 検査を受ける場合には必ず学校へ連絡すること。
  - ・児童・生徒が息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）高熱等の強い症状のいずれかがある場合、あるいは同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせること。

※学校は、児童・生徒が PCR 検査を受けることを把握した際は、教育支援課に報告すること。

## （３）教職員等の健康管理

- 教職員や講師、講話などを実施する外部の人材など（以下「教職員等」という。）は、児童・生徒と密に接することから、正しいタイミングと正しい方法による手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を、一層徹底して実施すること。

- 教職員等は、毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等は無理な出勤を避け、発熱等の風邪の症状が見られるときは自宅で休養すること。
- 教職員等は、検温結果などから風邪症状がないことを確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記録すること。
- 校長は、毎日、「健康チェック表」の記載内容について問題がないことを確認し、「健康チェック表」を3週間は保管すること。
- 勤務時間外においても、「3つの密」が想定される場所、特に「3つの密」が同時に重なる場所を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。
- 教職員がPCR検査を受けることが分かった場合には、教職員係に報告すること。

#### (4) 校内環境の適切な管理

##### ア 清掃・消毒について

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童・生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。

このため、次の「1) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。

これらは、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童・生徒が行っても差支えがないと考える。また、スクール・サポート・スタッフ等による支援等、地域の協力を得て実施することも考えられる。

加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要であるが、実施する場合には、極力、教員ではなく、外部人材の活用を行うことによって、各学校における教員の負担軽減を図ることが重要である。

校長は、消毒によりウイルスを死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び免疫力の向上という基本的な感染症対策を重視し、次の「普段の清掃・消毒のポイント」を参考に過度な消毒とならないよう、十分に配慮すること。

#### 1) 普段の清掃・消毒のポイント

- ・清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認すること。
- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・多くの児童・生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回、水拭きをした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭くこと。また、机や椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。また、それらの箇所付近に清掃チェックリストを設置し、清掃を行った日時を記録すること。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うように指導する。

#### イ 換気の徹底について

換気を行うため、教室のドアは常時開放しておくこととし、授業中における窓開けなどの換気は、可能であれば常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うこと。ただし、福生市立学校における冷暖房設備には高性能な換気機能が付属しているため、冷暖房設備を使用している授業中には、窓開けなどの換気は必要ないが、休み時間には窓開けなどの換気を行う。

※換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温

低下による健康被害が生じないよう、児童・生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

ウ 適度の保湿について（湿度40%以上を目安）

- ・換気しながら保湿  
（加湿器使用や雑巾等の教室内干し）
- ・こまめな拭き掃除等の工夫

### （5）連絡体制・衛生管理の徹底

- 保護者と日中に必ず連絡が取れるよう、学校再開前に連絡先を改めて確認し、家庭との連絡体制を整備すること。
- 学校医や学校薬剤師との連携の下で、個別の学校の施設の状況等に応じた必要な消毒対策を実施するなど、徹底した衛生環境の整備に努めること。

## 2 教育活動の実施

### （1）教育活動を実施する上で必要な感染症対策

「1 感染症予防策の徹底」に示した基本的な感染予防対策を継続して実施するとともに、在校時間全般にわたって児童・生徒の健康状態に注意を払い、必要に応じて検温するなど、健康観察を丁寧に行うこと。また、次の事項に留意すること。

#### ア 登校時の健康状態の把握

- 学校は、児童・生徒には、毎朝、自宅で検温するよう指示し、検温カード（別添様式を参考にすること）を提出させる。なお、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をさせずに自宅で休養するよう指導すること。
- 登校時に検温カード等により健康状態を確認できなかった、若しくは検温カードに記載された体温が平熱に比べ高く、発熱の症状がみられる児童・生徒については、ただちに別室等で検温及び風邪の症状などを確認すること。

#### イ 児童・生徒が体調不良を訴えた場合への準備

- 校長は、感染症が疑われる児童・生徒発生時における校内の連絡協力体制についてあらかじめ決めておく。

#### ウ 児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応

- 養護教諭をはじめ教職員等は、体調不良者の状態を確認し、管理職と連携しながら、必要な対応について判断する。
- 感染症が疑われる児童・生徒については別室対応とし、感染拡大防止のため、対応にあたる教職員を限定する。対応にあたる教職員は自身や当該児童・生徒が正しくマスクを着用しているか確認し、当該児童・生徒と共に手洗いの上、別室へ移動する。対応後も、教職員は手洗いを徹底する。

例) 個室を複数準備する、同室内で2 m以上の距離を確保する、パーテーション等で区切る 等。

- 体液に触れる処置が必要な場合は、ゴム手袋やフェイスシールド等を着用するなどの必要な感染予防策をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。
- 感染症が疑われる児童・生徒は、速やかに保護者に連絡した上で下校させる。下校方法については保護者と相談する。
- 下校するまで定期的に健康状態を確認する。下校後の医療機関の受診をすすめ、家庭内での注意事項について資料を渡して伝える。登校の再開については、主治医や学校医と相談する。

※家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

- 下校後は、当該児童・生徒が手を触れたと思われる箇所を消毒すると共に、部屋の換気を十分に行う。

#### エ ごみの分別

- 咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱を準備する。
- ごみ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとする。中のごみをまとめる時は、中身に直接触れないように静かにしっかりしばり、燃えるゴミに出す。ごみ箱の処理は教職員が行い、処理したあとは、流水と石けんで手を洗う。

## (2) 教育活動上の留意点

「児童・生徒の学びを止めない」という視点から、緊急事態宣言下においても、原則、休校措置は行わない。なお、緊急事態宣言下では、「福生市立学校版『新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン（令和3年4月26日）』に基づいた学校教育の推進について」通知の内容に基づいた教育活動を実施する。また、緊急事態宣言解除後においても、教育活動を行う際は、学校全体への感染症の拡大を防止するため、学年を超えた活動はできるだけ避けること。

### ア 感染症対策に留意した各教科等の指導

- 教員及び児童・生徒は、身体的距離が十分とれないときはマスク着用を基本とし、飛沫感染の防止に努める。
- 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動は行わない。その後は、感染状況に応じて年間授業計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

(適切な工夫が求められる教育活動例)

グループや少人数等による話し合い活動

体育における身体接触を伴う活動

音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動

家庭科における調理実習

- 実技を伴う体育の授業を実施する場合の注意事項
  - ・ 体育館で実施する場合は十分な換気を行う。
  - ・ 個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫をすること。
  - ・ 熱中症に留意するとともに、児童・生徒の体力や健康状況を考慮し、基本的な技能を身に付ける運動や体カトレーニングを行う。
  - ・ 体育の授業におけるマスクの着用については、令和2年5月21日付事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（スポーツ庁）を踏まえて対応する。
  - ・ 更衣室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、児童・生徒が密集した状態とならないよう工夫する。
  - ・ 器具・用具など共用する物については、使用の都度消毒を行う

のではなく、使用前後に手洗いをを行うように指導するとともに、児童・生徒間で不要に使い回しをしない。

#### イ 音楽会や鑑賞会などの文化的行事

3密にならない企画で文化的行事を編成する。保護者や地域の方々を参加させる場合は、感染症の蔓延状況に応じて、オンラインを活用した公開の仕方についても検討する。

#### ウ 運動会などの健康安全・体育的行事

3密にならない企画で体育的行事を編成する。保護者や地域の方々を参加させる場合は、感染症の蔓延状況によってはオンラインを活用した公開の仕方についても検討する。

#### エ 遠足・集団宿泊的行事

新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を把握し、3密にならない内容の工夫、実施の可否等の判断を行う。

#### オ 地域等と連携した行事

保護者や地域の方々を参加させる場合は、感染症の蔓延状況によってはオンラインを活用した公開の仕方についても検討する。

#### カ 避難訓練

避難経路の確認は、年度始めに速やかに行う。

#### キ 体育館等で集会等を実施する場合

3密にならない企画で実施する。感染症の蔓延状況によってはオンライン等を活用した実施の仕方についても検討する。実施する場合には次の点に留意する。

- 参加者は対象学年の児童・生徒のみとし、児童・生徒同士の間隔をおおむね1～2m確保する。
- 2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。ただし、冷暖房設備の使用時には窓開けなどの換気は必要ない。
- 内容を精選し、全体の時間が長くないよう配慮する。

#### ク 学校給食及び昼食

- 配膳・下膳の際は、密集を避けるよう指導する。例えば、児童・生徒が間隔を空けて並ぶために立ち位置をマーキングするなどして、密集を避けて配膳を行う。
- 喫食場所を分散するなど、喫食の場所の密集を避けるとともに、

児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、会話を控えるよう指導する。

- 配膳の際は、マスクの着用、前後の手洗いなど、衛生管理を徹底させる。
- 喫食の前後には、児童・生徒全員の手洗いを徹底させる。
- 喫食の際は、着用していたマスクを布又はビニール袋等に入れて適切に保管するよう指導する。

#### ケ 休憩時間

- 教室等の窓を開け、換気を徹底する。
- 児童・生徒が、互いの間隔を適切にとるとともに、休憩時間終了後等に手洗いを徹底するよう指導する。

#### コ 清掃活動

- 2方向の窓やドアを開けるなど十分な換気を行った上で、マスクを着用して行い、終了後は、必ず流水と石けん等を使用して手洗いをを行うよう指導する。

#### サ 部活動

次の点に留意し、感染症予防策を徹底した上で実施するものとする。

- 対外試合・合同練習の実施や大会参加などの校外での活動については、その必要性について慎重に判断するとともに、校外での活動をする場合は、必ず保護者の同意書を得ること。
- 定期演奏会、展覧会等、不特定多数の参加者が見込まれる活動は、参加対象者の制限、オンラインを活用した公開の仕方について検討する。
- 更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。
- 生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。
- 器具・用具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うように指導するとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。

### シ 生徒会活動

- 委員会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。
- 生徒総会や生徒会選挙等は、3密にならない企画を編成する。感染症の蔓延状況によっては放送設備やオンライン等を活用し、各教室で実施する。

### ス 保護者会、学校運営連絡協議会等

- 当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、3密に相当しないように工夫しながら短時間で開催する。また、オンラインでの開催も検討する。
- 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。

### セ 下校指導

- 下校の際は、速やかに自宅等に帰り、不要不急の外出を行わないよう指導する。

## **(3) 教育活動の実施に当たっての配慮事項**

### ア 児童・生徒の心身の状況の把握と心のケア等

- 1) 支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応に向けた取組  
支援が必要と思われる児童・生徒に関する教職員間で情報共有の徹底を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーによる面接を実施する。
- 2) 学校・家庭・地域の連携による「子どもが安心して相談できる環境」の構築  
全ての児童・生徒に、相談窓口一覧を配布し、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、福生市教育相談室、24時間受付の「東京都いじめ相談ホットライン」等の相談機関に相談するよう伝える。特に、中学生に対しては、「相談ほっとLINE@東京」等、SNSによる教育相談も活用できることを重ねて周知する。  
さらに、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域に対して、児童・生徒の見守りについて依頼するとともに、児童・

生徒に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

#### イ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力している人々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、東京都教育委員会HPの資料「新型コロナウイルス感染症に関連したいじめ等について考える教材」([https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/bullying\\_sns\\_material.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/bullying_sns_material.html))を適宜活用しながら、発達の段階に応じた指導を行う。

### **(4) 登校の判断**

#### ア 海外から帰国した児童・生徒について

- 1) 国や地域を問わず、留学等から帰国した児童・生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。なお、留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所等で実施したPCR検査結果が判明するまでの待機や、公共交通機関の使用自粛の要請等もあり得る。
- 2) これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

#### イ 感染症の予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合について

- 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合には、登校できない児童・生徒に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するとともに、学校の学習内容や課題をオンライン等を活用するなどして個別に対

応を行う。

- この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

## II 感染者対応編

### 1 感染者が出た場合

#### (1) 児童・生徒の場合

ア 校長は、当該児童・生徒について、治癒するまでの間、出席停止とする。

イ 校長は、教育支援課学務・給食係に報告する。

ウ 福生市教育委員会は、学校保健安全法第 20 条に基づき、福祉保健部と相談の上、当該児童・生徒の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について判断する。

※文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に基づき、臨時休業を直ちに行うのではなく、教育委員会が保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断する。

エ 保健所は、当該児童・生徒の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。

オ 児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行うが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒エタノールまたは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウムにより消毒する。

※症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要。

※物の表面についたウイルスの生存期間は、付着したものの種類に

よって異なるが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置が考えられる。

カ 学校は、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布するものとする。

※ 力の対応については、教育委員会と協議すること。

## (2) 教職員の場合

校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。

なお、以降の対応については、「1 (1) 児童・生徒の場合」のウからカまでと同様の取扱いとする

※教職員の感染に関する報告は教育指導課教職員係に報告すること。

## (3) その他

学校保健安全法第20条により臨時休業となった場合に備え、児童・生徒が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行っていくこと。また、臨時休業中の生徒への学習支援として、ICTを活用すること。

## 2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

### (1) 児童・生徒の場合

ア 校長は、児童・生徒の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておくこと。

イ 校長は、保護者や児童・生徒から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該児童・生徒の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童・生徒に対して出席停止の措置を行うこと。

ウ 校長は、教育支援課学務・給食係に報告する。

エ この場合、福生市教育委員会は、校長からの報告を受けた際、原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。

オ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童・生徒の健康観察を行う。

カ 学校は、必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

※「エ」から「カ」の対応については教育委員会と協議すること。

## **(2) 教職員の場合**

ア 校長は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませる。

なお、以降の対応については、「2（1）児童・生徒の場合」エからカまでと同様の取扱いとする。

※教職員の感染に関する報告は教育指導課教職員係に報告すること。

## **3 市内感染者の発生状況を踏まえた措置**

特定の地域におけるクラスターの発生状況や市内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。

# 福生市立学校

## 宿泊行事実施のためのガイドライン



令和3年8月20日

福生市教育委員会

## 目 次

1	はじめに .....	1
2	具体的な感染防止策 .....	2
3	集合等 .....	3
4	交通機関利用上の対策 .....	3
5	宿泊施設利用上の対策 .....	4
6	食事施設利用上の対策 .....	4
7	入場観覧施設利用上の対策.....	4
8	体験学習プログラム等運営上の対策 .....	5
9	事前指導・参加確認同意書.....	5
10	宿泊行事以外の学校行事 .....	5
11	発熱等 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われるときの対応 .....	6

## 1 はじめに

宿泊行事は、学習指導要領に定める特別活動の中の学校行事に位置付けられています。その教育的意義は大きく、参加する児童・生徒にとってかけがえのない、貴重な思い出となる有意義な教育活動です。令和3年8月5日付の文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課からの事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」では、「修学旅行等についても有意義な教育活動であるため、その教育的意義や児童生徒等の心情等を踏まえ、一律に中止とするのではなく、(中略)適切な感染防止策を十分に講じたうえでその実施について御配慮いただきたい」と記されております。

そこで、福生市教育委員会は、令和3年度の宿泊行事の実施にあたり、コロナ禍にあっても、可能な限りの感染防止策を講じて実施できるよう、「福生市立学校コロナ禍における宿泊行事実施のためのガイドライン」を策定いたしました。

本ガイドラインは、上述の事務連絡はもとより、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日)において、「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」に基づいた、官公庁や感染症専門医等の指導によって作成された旅行業ガイドライン等を参考に策定いたしました。

各学校は、本ガイドラインを活用し、感染防止策について児童・生徒及び保護者への周知を徹底するとともに、関係機関や事業者等への周知及び依頼を行うようお願いいたします。

また、「福生市立学校版新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン～『学校の新しい生活様式』～(令和3年4月26日)」と併せて、各学校の取組に生かしていただきますようお願いいたします。

## 2 具体的な感染防止策

### 【児童・生徒への指導】

- 児童・生徒に対して、宿泊行事中の感染防止策の事前指導を行うこと
  - ◎ 原則、食事、入浴及び就寝の時間以外は、マスクを着用する。  
(熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合は、人との間隔をとったうえで、マスクを外してもよい。)
  - ◎ マスクを外している時には、会話をしない。
  - ◎ 手洗いや咳エチケットを徹底する。
  - ◎ 宿泊行事中は、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ち(1日1枚)として、貸し借りするなどの共用はしない。
  - ◎ 乗り物乗車中や食事中、大浴場利用中の会話を控える。
  - ◎ 団体行動中は、可能な限り人との間隔をとり、場合により会話を控えるようにする。

### 【参加の是非等の判断】

- 児童・生徒の同居家族に感染者や濃厚接触者がいる場合、保健所や医療機関の指示の下、当該児童・生徒の参加の是非について判断すること
- 出発前に児童・生徒及び教職員の体調確認(体温、体調チェック)を行い、発熱や感染の疑いがある症状がみられる場合は、参加させないこと
- 宿泊行事中も朝夕の定期的な検温を実施し、体調不良者が発生した場合には、保護者への連絡や医療機関の受診等、適切な対応を講じること
- 基礎疾患のある児童・生徒は、コロナ禍での宿泊行事に参加するにあたり、主治医の見解を踏まえ、保護者と学校が協議し、参加の是非を検討すること
- 宿泊行事開始前又は実施中の東京及び宿泊先地域の感染状況の変化等により、宿泊行事の安全かつ円滑な実施が困難、又は困難となる可能性が高い場合は、市教育委員会と協議のうえ、宿泊行事を中止し、出発地に引き返す等の措置を判断すること

### 【環境の整備】

- 入浴や食事等の場で密にならないよう、小グループで時間差を付けるなどの工夫を講じるとともに、行程に十分な時間を確保した計画を立てること
- 実地踏査にて、児童・生徒が手洗い、うがい、消毒等できる場所を確認すること
- 手洗い、うがい、消毒等の環境整備と定期的な実施、並びに健康チェック等に必要行程上の時間的余裕を確保できるよう、スケジュール調整を行うこと

### 【関係者への依頼】

- 輸送機関、見学施設、食事・宿泊施設等(以下「宿舎等」と言う。)に対して、行事前及び行事中の定期的な消毒や換気を行うように依頼すること
- 宿舎等の従業員について、定期的な検温を行うなどの健康管理を徹底するとともに、濃

厚接触者や体調不良者が業務を行うことがないよう依頼すること（旅行業者へ委託している場合は、旅行業者を通して依頼すること）

- 宿舍等の従業員について、勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等を徹底するよう依頼すること（旅行業者へ委託している場合は、旅行業者を通して依頼すること）
- 従業員に体調不良者が発生した場合は、速やかに代替乗務員又は従業員の確保ができるよう依頼すること（旅行業者へ委託している場合は、旅行業者を通して依頼すること）
- 宿泊行事の行程において、集団感染のリスクが高い条件<sup>※1</sup>や場面<sup>※2</sup>が重ならないよう、換気の実施や会話の抑制、人との間隔の確保等、最大限の注意と配慮を行うとともに、児童・生徒への指導を徹底すること

※1 集団感染のリスクが高い条件（「福生市立学校版新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン～『学校の新しい生活様式』～（令和3年4月26日）」（福生市教育委員会）より抜粋）

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② 多くの人が密集
- ③ 近距離での会話や発声

※2 集団感染のリスクが高い場面（「（2021年8月版）新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」（厚生労働省）にある「感染リスクが高まる『5つの場面』」より一部抜粋）

- ① 大人数や長時間におよぶ飲食
- ② マスクなしでの会話
- ③ 狭い空間での共同生活
- ④ 居場所の切り替わり

### 3 集合等

- 学年全児童・生徒の集合は、可能な限り行わないこと
- やむを得ず、多くの児童・生徒を集合させる場合は、開放した広い場所を確保し、列や前後の間隔、移動経路等について、集団感染のリスクが高い条件や場面が重ならない体制や方法を検討すること
- やむを得ず、多くの児童・生徒を集合させる場合は、点呼方法や指導内容等を精査し、短時間で実施できるよう工夫すること

### 4 交通機関利用上の対策

- 各交通機関の換気性能等の確認をすること
- 新幹線においては、マスクを着用し、車内での移動はできるだけ控え、座席を回転しての対面での利用を控えること
- 指定座席でない電車等は、可能な限り混雑時間帯を避け、比較的空いている車両又は列車を利用するよう指導すること

- 貸し切りバスにおいては、車内の換気機能を最大限に作動させるよう依頼すること
- サービスエリア等の休憩場所で密にならないよう、分散して停車するよう依頼すること

## 5 宿泊施設利用上の対策

- 7～8ページに掲載の「宿泊施設向け依頼文(例)」を参考に、校長名で依頼文を作成し、各宿泊施設に事前の依頼を行うこと

## 6 食事施設利用上の対策

- 「各食事施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従った利用ができるよう、事前に依頼すること
  - 空調装置・窓やドア開放による換気
  - 施設等の定期的な消毒
  - 手洗い・消毒設備の設置
  - 利用者への注意喚起
  - 従業員の指導・管理徹底 等
- 食事は、可能な限りバイキングや複数での鍋料理等を避け、一人ずつのセットメニューでの提供を基本とするよう依頼すること
- コップや箸等は、適切な消毒や洗浄、又は使い捨て等の特段な対応を依頼すること
- 食事施設内の設備・売店・トイレ等を利用するにあたり、事前に可能な範囲で密を避ける工夫を徹底すること
- 従業員については、定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させるよう依頼すること
- 従業員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼すること
- 従業員に体調不良者が発生した場合は、速やかに代替乗務員・従業員の確保ができるよう依頼すること
- 従業員が濃厚接触者と指定された場合は、職場からの隔離、消毒等を実施するよう依頼すること
- 衛生管理責任者と保健所との連携を強化し、労働衛生管理等の関連法令上の義務の遵守を依頼すること

## 7 入場観覧施設利用上の対策

- 「各入場観覧施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従った利用ができるよう、事前に依頼すること
  - 空調装置・窓やドア開放による換気

- 施設のうち、お客様が触れる機会の多い部分等の定期的な消毒
- 手洗い・消毒設備の設置
- 利用者への注意喚起
- 従業員の指導・管理徹底 等
- 従業員については、定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させるよう依頼すること
- 従業員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼すること
- 施設内の見学経路や利用等において、可能な範囲で密を避ける工夫を講じるように依頼すること

## 8 体験学習プログラム等運営上の対策

- 「各体験活動施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従った利用ができるよう、事前に依頼すること
  - 空調装置・窓やドア開放による換気
  - 施設のうち、お客様が触れる機会の多い部分等の定期的な消毒
  - 手洗い・消毒設備の設置
  - 利用者への注意喚起
  - 従業員の指導・管理徹底 等
- 活動場所（スキー場等）にもマスクを持参し、移動時、集合時の際はマスクを着用すること

## 9 事前指導・参加確認同意書

- 各学校で児童・生徒用指導資料を作成し、事前指導を行うこと
- 宿泊行事中に講じる感染対策や実施する取組等を具体的に提示したうえで、保護者からの同意書の提出を求めること

## 10 宿泊行事以外の学校行事

- 宿泊行事以外の遠足や社会科見学、芸術鑑賞教室等、宿泊を伴わない郊外での学校行事においても、可能な限り、本ガイドラインの内容と方針に従って実施すること

## 11 発熱等 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われるときの対応

### <諸症状が出た場合>

- 体調不良の児童・生徒は、別部屋で隔離する。
- 発熱の場合は、保護者へお迎えを依頼する。
- 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われ、受診に迷う場合は、管轄保健所やコールセンターに相談する。
- 当該児童・生徒の健康観察を定期的に行うなど、随時体調の確認をするよう努める。
- 居住地での受診をする場合は、保護者のお迎えを待つ間の対応を宿と調整を図る。
- 現地での受診が必要な場合で、発熱がある場合は、保健所に受診病院先を相談し、対応する。

### <旅行実施中の発症者発生時の対応>

- 速やかに発症者の隔離・看護を行い、管轄保健所と医師の判断に従って発症者と濃厚接触者への対応を行う。
- 管轄保健所や医師等の意見を参考に、事後の行程に関する検討を行う。
- 当該児童・生徒の保護者に対しても、同時進行で連絡を取り、状況報告を行う。また、原則、保護者が迎えに来ることとなっているため、依頼する。
- 緊急対応時の判断については、教育委員会と協議のうえで決定する。

### **「濃厚接触者」とは**

新型コロナウイルス感染症のPCR検査等で陽性となった者（患者）と、感染の可能性のある期間（症状が出る2日前から入院等になるまでの期間）に接触し、以下の範囲に該当する者

- 患者と同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護（マスクの着用など）なしに患者を診察、看護もしくは介護をした者
- 患者の気道分泌液もしくは体液などの汚染物に直接接触した可能性のある者
- 手で触れることのできる距離（1メートル）で、必要な感染予防策なしで患者と15分以上接触のあった者

（参考）国立感染症研究所感染症疫学センター「新型コロナウイルス感染症患者の対する積極的疫学調査実施要綱」

⇒ **最終的な濃厚接触者の特定は、保健所に確認する。**

本ガイドラインは、あくまで現時点（令和3年8月20日現在）でのものです。  
今後の感染者数の推移や政府の対応により、内容が変わる可能性があります。



**福生市立学校宿泊行事実施のためのガイドライン**

令和3年8月20日

作成：福生市教育委員会教育部教育指導課

〒197-8501 東京都福生市本町5番地

Tel 042-551-1538

緊急事態宣言下等における学校運営について

現在、新型コロナウイルス感染症が拡大していますが、児童・生徒の学習保障と心身の健康等の維持に配慮し、国や都の方針も踏まえ、令和3年8月27日(金)から、福生市の小・中学校は2学期を迎えます。

しかしながら、今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、以下の表のとおり、対応を想定し、学校教育活動を行います。

その際、福生市では、全児童・生徒が一人1台端末 i P a d (L T E 端末) をもち、家庭にしながら学習をする環境が整備されていますので、児童・生徒の学びを止めることはありません。

	感染者及び濃厚接触者	授業・給食等
フェーズ1	学級に数名いる。	<input type="checkbox"/> 通常授業の実施 <input type="checkbox"/> 通常の給食体制 <input type="checkbox"/> 感染者及び濃厚接触者等、学校に來られない児童・生徒に対して、オンラインによる授業配信を行う。
フェーズ2	学級に広がりつつある。	<input type="checkbox"/> 当該学級は、登校を控える。 <input type="checkbox"/> 学級単位でオンラインによる授業を実施する。 <input type="checkbox"/> 当該学級の給食は、原則、停止する。
フェーズ3	学年に広がりつつある。	<input type="checkbox"/> 当該学年は、登校を控える。 <input type="checkbox"/> 他の学年は、分散登校等を行う。 <input type="checkbox"/> 当該学年は、オンラインによる授業を実施する。 <input type="checkbox"/> 当該学年の給食は、原則、停止する。
フェーズ4	学校全体に広がりつつある。	<input type="checkbox"/> 全校児童・生徒の登校を控える。 <input type="checkbox"/> 全学年オンラインによる授業を実施する。 <input type="checkbox"/> 給食は、原則、停止する。
フェーズ5	学校全体に広がり、教職員も出勤ができない状況である。	<input type="checkbox"/> 全校児童・生徒の登校を控える。 <input type="checkbox"/> 教職員の出勤を極力控える。 <input type="checkbox"/> 全学年オンラインによる授業を、実施する。 <input type="checkbox"/> 給食は、停止する。

## コロナ禍における学校教育に関する事業（教育支援課）

（対象期間：令和2年3月～令和4年4月末）

国、東京都の方針及び福生市教育委員会が定める「福生市立学校版新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン～『学校の新しい生活様式』～」(令和3年4月26日付)、「緊急事態宣言下等における学校運営について」(令和3年8月25日付)に基づき、児童・生徒、保護者及び教職員等が安心して学習活動を継続できるよう、校長、副校長、養護教諭等及び学校医と連携し、学校運営上とるべき感染リスクを低減するため、実践に努めた。

また、令和3年8月には、西多摩保健所の業務ひっ迫に伴う協力依頼通知に基づき、「福生市立小・中学校における臨時対応マニュアル～積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について～」(別紙)を作成し、同年8月30日の校長会で周知を行い、運用を開始した。運用に当たっては、主に学校医との連携による学校内における濃厚接触者の特定や感染状況に応じた臨時休業等の判断対応の連携について、指針を示した。

### 1 教育支援課における対策

#### (1) 組織を横断した体制

学校保健を所管する教育支援課は、市内小・中学校から報告があった児童・生徒の感染者及び濃厚接触者を日々とりまとめ、次の事項を行っている。

- ・福生市新型インフルエンザ等対策本部会議への報告及び会議資料の提出
- ・学校医、西多摩保健所及び学校との連絡調整による濃厚接触者の特定等の業務
- ・市内小・中学校の全部又は一部臨時休業等についての協議
- ・感染拡大防止のため学童クラブ、ふっさっ子の広場、子ども育成課等との連携など

令和4年1月以降は、り患者等の報告が急増し、対応による負担で課内業務がひっ迫する状況に至った。そのため、教育部全体に応援を依頼し体制を構築した。具体的には、市内各校からの第一報を教育指導課及び生涯学習推進課が担当し、教育支援課がそれらを取りまとめている。その体制は現在に至っている（下表のとおり）。

#### 【学校からの感染者報告 第一報窓口】

一中学区（二小・三小・一中）	生涯学習推進課
二中学区（一小・四小・六小・二中）	教育指導課
三中学区（五小・七小・三中）	生涯学習推進課

※令和4年1月25日から運用

※二中学区については令和4年4月12日まで。以降は生涯学習推進課が担当



### (3) 会議等における主な対策

年間を通じて開催する教育支援委員会は、3密回避のため会場を子ども応援館から、よりスペースが広い市庁舎やもくせい会館に変更して実施した。

また、小学校入学前の10～11月に各学校を会場として実施する就学時健康診断は、3密回避のため、学校と教育支援課が連携し、待機場所等の換気の徹底、順路の工夫、受付等の飛沫防止パネルの設置、アルコール消毒液の配置、健診用ハンドグローブの随時交換の励行等を行い、感染症拡大防止に努めた。

## 2 主な感染症対策

小・中学校において次のような取り組みを実施するよう支援した。

取組内容	
①	検温、マスクの着用、消毒用アルコール等の設置、サーモグラフィの設置（各校1台）、教室内の消毒作業、3密の回避、黙食
②	飛沫防止（受付窓口）シート、屋内式典等演台における飛沫防止パネルの設置
③	教室の常時換気、ドアノブ等の施設内における共有箇所の定期的な消毒の実施、正しい方法による手洗いの励行
④	児童・生徒と同居する保護者への感染症対策協力依頼 家庭における健康観察等対応の徹底、長期休業（春休み・夏休み・冬休み）明け事前の学校メール及び始業式当日の協力依頼文配布
⑤	教職員の健康管理の徹底
⑥	抗原簡易キットの各校配布等による活用



#### ◀ 校舎内での手指アルコール消毒を励行

子どもたちへの喚起を促すため、教職員が工夫して作成した貼紙等を掲示し、対策を行っています。

### 3 感染症対策に要した主な経費等（令和2・3年度）

#### (1) 主な経費について

次のような経費を要することで、感染予防・感染拡大防止に資した。

消耗品費	消毒用薬品、給食配食用手袋等、ハンドソープ、非接触型体温計、ペーパータオル等	21,091 千円
備品購入費	サーモグラフィ、水栓レバーハンドル、サーキュレーター、ワンタッチ式テント等	17,112 千円



▲ サーモグラフィの設置



▲ 水栓レバーハンドルへの取り替え

#### (2) 寄贈等があった主なもの

非接触型温度計・消毒機 7 台（公益社団法人青梅法人会）

消毒用薬品、スプレーボトル、ペーパータオル（福生市学校保健会）



▲ 寄贈いただいた非接触型温度計・消毒機

### 4 児童・生徒の保護者に対する支援

対象期間中、次のような保護者負担の軽減を実施した。

取組内容	
①	学校休業中の昼食代に対する補助（就学援助及び特別支援教育就学援助費受給者） 令和2年3月～5月分 5,777 千円 延べ1,426人
②	修学旅行等の取消料に対する補助 令和2・3年度 4,774 千円 延べ1,729人

## 5 市立小・中学校における感染等の状況

### (1) 感染者数

単位：人

学校種別		第1波 R2.3～ R2.5	第2波 R2.7～ R2.8	第3波 R2.11～ R3.2	第4波 R3.3～ R3.6	第5波 R3.7～ R3.9	第6波 R4.1～ R4.3	第6波 4年度 R4.4
小学校	児童	0	0	7	0	21	307	40
	教職員	0	0	0	1	3	22	2
中学校	生徒	0	0	2	0	8	59	22
	教職員	0	0	1	0	0	4	1

### (2) 濃厚接触者数

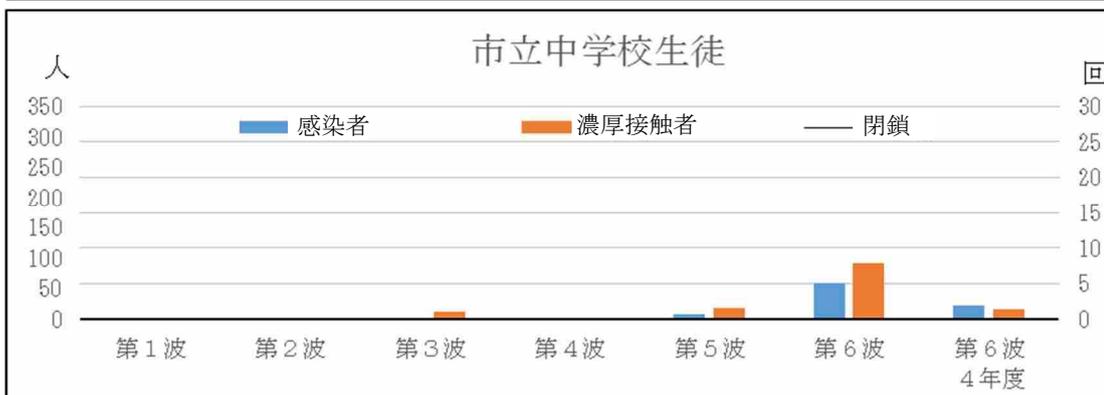
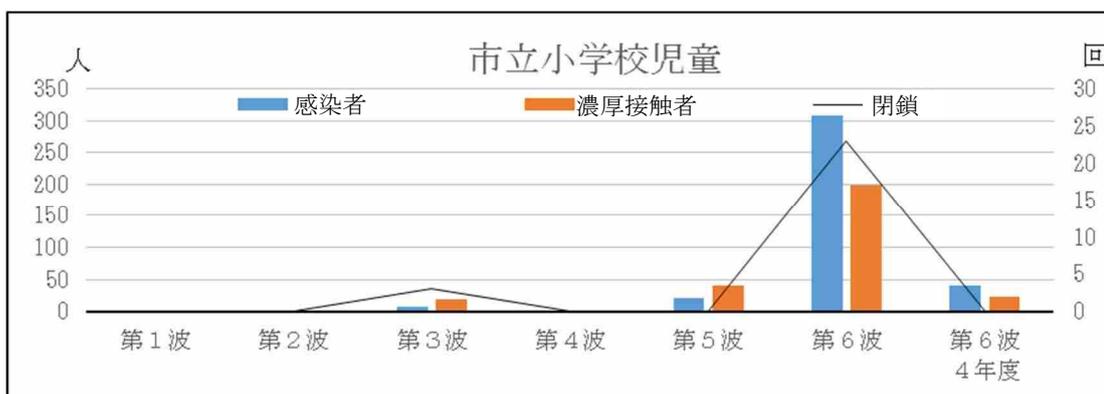
単位：人

学校種別		第1波 R2.3～ R2.5	第2波 R2.7～ R2.8	第3波 R2.11～ R3.2	第4波 R3.3～ R3.6	第5波 R3.7～ R3.9	第6波 R4.1～ R4.3	第6波 4年度 R4.4
小学校	児童	0	0	18	2	40	198	22
	教職員	0	0	0	1	0	12	3
中学校	生徒	0	0	12	1	19	92	17
	教職員	0	0	1	0	0	2	0

### (3) 閉鎖数

単位：回

学校種別		第1波 R2.3～ R2.5	第2波 R2.7～ R2.8	第3波 R2.11～ R3.2	第4波 R3.3～ R3.6	第5波 R3.7～ R3.9	第6波 R4.1～ R4.3	第6波 4年度 R4.4
小学校	学校	0	0	3	0	0	0	0
	学年	0	0	0	0	0	3	0
	学級	0	0	0	0	0	20	0
	合計	0	0	3	0	0	23	0
中学校	学校	0	0	0	0	0	0	0
	学年	0	0	0	0	0	0	0
	学級	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0



## 福生市立小・中学校における臨時対応マニュアル準備編

各小・中学校におかれましては、この度の対応に際して、次のような手順で準備を進めるようお願いいたします。

### 手順1. 健康管理担当者を決定する

各小・中学校において濃厚接触者の特定及びPCR検査等について主体的に実施する担当者である「健康管理担当者」及び「副担当者」を決定してください。

健康管理担当者は副校長、副担当者は養護教諭としてください。

※校長は関係機関との調整等の役割があるため、避けてください。

※名簿管理でExcelを使用するため、パソコン操作ができる方を補助に付けてください。

### 手順2. 西多摩保健所の依頼文等を確認する

校長及び健康管理担当者等は、資料1西多摩保健所通知文（令和3年8月10日付事務連絡等）及び資料2の「陽性判明後の確認ポイント」の内容を確認し、濃厚接触者候補の特定方法について事前に理解しておいてください。

### 手順3. 学校医と調整する

この度の資料1西多摩保健所からの通知文は、医師会にも共有されています。陽性者が発生した際に、いつでも「健康管理担当者」、「副担当者」及び「学校医」が連絡を取ることができるよう、連絡体制の確認や感染が発生した際の対応方法（陽性者の把握、濃厚接触者の特定についての情報共有及び臨時休業等の判断あたっての助言等）について事前に連携しておいてください。

### 手順4. 名簿管理シート（仮称）の確認をする

現在、西多摩保健所で名簿管理シート（仮称）を作成中と伺っています。シートの様式が届く前に感染が発症した場合は、様式1の「濃厚接触者リスト」※1を「記載例」シートにならって作成してください（Excelファイルで作成されています）。なお、ファイルには情報セキュリティを高めるためパスワードが設定されています。パスワードは「                   」です。

感染状況によっては、保健所等へ報告する際に、教室内や職員室等の図面を添付する必要があります。2日間の行動履歴等を書き込むことができる大き目のサイズの図面をあらかじめ用意してください。（資料3「図面サンプル」参照）

# 福生市立小・中学校における臨時対応マニュアル **対応編**

**1～8は感染が発生した日の当日中に行うこと**

## 1. 初動（対応が必要なケース）

疫学調査の対応が必要なのは、次の2及び6のケースです。本人（保護者）から連絡が来る場合と、保健所から連絡が来る場合があります。

対象	ケース	状況	対応	対応の概要
児童 生徒	1	濃厚接触者になった	○	14日間登校不可
	<b>2</b>	<b>陽性が判明した</b>	<b>◎</b>	<b>疫学調査実施。教育委員会や関係機関と調整</b>
同居家族	3	濃厚接触者になった	△	児童・生徒の登校自粛を促す
	4	陽性が判明した	○	児童・生徒が濃厚接触者に特定される想定で対応
教職員等	5	濃厚接触者になった	○	14日間出勤停止
	<b>6</b>	<b>陽性が判明した</b>	<b>◎</b>	<b>疫学調査実施。教育委員会や関係機関と調整</b>
教職員等の 同居家族	7	濃厚接触者になった	△	教職員の出勤自粛を促す
	8	陽性が判明した	○	教職員が濃厚接触者に特定される想定で対応

◎…至急対応案件。すぐに疫学調査を開始し、保健所や市教育委員会等の関係機関と至急調整。  
○…重要案件。市教育委員会に報告し関係者の健康観察等に努める。必要に応じ疫学調査準備。  
△…経過観察。市教育委員会に報告し、関係者の健康観察等に努める。

## 2. 教育支援課、教育指導課及び学校医に連絡（保護者等から連絡の場合は保健所にも連絡）

2及び6のケースが発生した場合は、至急、①教育支援課（児童・生徒）、教育指導課（教職員）②学校医、③西多摩保健所に連絡を入れ、ケースの概要について報告する。※連絡先は、P. 4「10. その他 連絡先一覧」参照

## 3. 疫学調査開始（濃厚接触者候補の特定）☆西多摩保健所の通知等を参照

### ①聞き取り調査

教職員の場合は感染者本人に聞き取り。児童・生徒の場合は保護者等からの聞き取り。  
→発症日を特定する。（西多摩保健所の通知等を参考に）

### ②名簿管理シート（仮称）の作成

発症2日前以降の感染可能期間の週案簿等をもとに事前に作成した「名簿管理シート（仮称）」（P. 1手順4の※1）を活用し、必要項目を入力する。（ファイル内の記載例参照）

### ③濃厚接触者「候補」の特定

完成した「名簿管理リスト（仮称）」（P. 1手順4の※1）等をもとに、**資料1**西多摩

保健所通知文（令和3年8月10日付事務連絡等）及び資料2の「陽性判明後の確認ポイント」の内容等に基づき、濃厚接触者「候補」を特定する。「名簿管理シート（仮称）」（P.1手順4の※1）に対象者を入力する。

#### ④必要に応じて座席表等の図面の作成

感染の状況によっては、教室内や職員室等の図面を作成する。（資料3「図面サンプル」参照）

#### ⑤学校医の助言

学校医と連絡が取れる状況であれば、状況を報告し、助言をもらう。

### 4. 保健所及び教育支援課、教育指導課に濃厚接触者「候補」をメールで報告

保健所に電話で連絡し、完成した「名簿管理リスト（仮称）」（P.1手順4の※1）等を、メールで西多摩保健所及び教育支援課（児童・生徒）、教育指導課（教職員）に送付する。保健所に連絡する際には、ケースの概要について報告し、その際に指示等があれば記録し、関係者と共有する。また、保健所による濃厚接触者の特定はいつ頃になるか聞き、教育支援課（児童・生徒）、教育指導課（教職員）にも報告する。

### 5. 濃厚接触者「候補」の保護者への連絡

濃厚接触者「候補」の保護者（または教職員本人）に対して、保健所及び学校医の濃厚接触者の特定を待たず、優先的に連絡を始める。

#### 【伝達内容】

「濃厚接触者『候補』に特定した。学校から解除の連絡がない限り14日間の自宅待機となる。」

「今後、保健所から濃厚接触者に特定された場合、保健所から連絡がある可能性がある。」

「保健所の指示があった場合は必ず従うこと。」

※別紙の資料4「濃厚接触者の方へのお願い」も活用する。

### 6. フェーズによる対応の決定

教育支援課と協議し、濃厚接触者「候補」の数や範囲等に基づき、フェーズによる対応を決定する。（資料5「緊急事態宣言下等における学校運営について」）（臨時休業の判断は市教育委員会が行う。曜日や時間等によっては判断が後日になる場合がある）。

### 7. 保護者通知を作成する

6で決定した内容により保護者に周知する場合は、保護者通知を作成する。通知作成にあたっては別添の資料6～資料8「保護者へのお知らせ案文」を参考に、市教育委員会と協議して作成する。

### 8. 保護者全員への周知（学校メール等の対応）

保護者通知を学校メール等を活用して全保護者に対して周知することを原則とする。

ここまで  
は当日  
中に  
対応  
する

## 9. 問い合わせ対応等

感染が発生した場合、濃厚接触者に特定された児童・生徒の保護者やそれ以外の保護者も不安を抱えているため、問い合わせが多く寄せられることが考えられる。そのため、問い合わせに対しては、保護者の気持ちに可能な限り寄り添い、丁寧に対応することを心掛ける。ただし、個人情報の取扱いについては十分に注意すること。

## 10. その他

報告の際の個人情報の取扱いについては十分注意すること。

### ■連絡先一覧

名称	種別	連絡先
福生市教育委員会 教育部 教育支援課 学務・給食係(児童・生徒)	電話	042-551-1948(第一優先)
	Mail	f-shidou@city.fussa.lg.jp
福生市教育委員会 教育部 教育指導課 教職員係(教職員)	電話	042-551-1944
	Mail	k-shuji1@city.fussa.lg.jp
西多摩保健所	電話	0428-22-6141
	Mail	S0200160@section.metro.tokyo.jp
東京都発熱相談センター(24時間対応)	電話	03-5320-4592

なお、夜間等緊急の場合は、教育部参事へ連絡する。